

議長／ただいまから令和7年第2回千代田区議会定例会継続会を開会します。

昨日に引き続き、一般質問を続けます。

初めに、1番西岡めぐみ議員。

西岡議員／令和7年第2回定例会におきまして、千代田区議会自由民主党の一員として一般質問いたします。

今回は国際理解とデジタル人材育成の推進について質問いたします。

文部科学省での国際教育の意義は、初等中等教育段階において、全ての子どもたちが、異なる文化をもつ人々を受容し、共生のできる態度・能力、自らの国の伝統・文化に根ざした自己の確立、考えや意見を自ら発信し、具体的に行動する能力を身に付けることをできる様にすべきであると示しています。

文部科学省DXハイスクール指定事業のパイロット校として、区立九段中等教育学校では、スムーズな運営ができるよう、最先端教育推進室を設置しています。

九段探究プランを軸とし、自分らしさを発見し、未来を創っていくグランドデザインを中心とした教育の下、定期的にEnglishシャワーを実施し中等教育学校に在学しながらアメリカの高校卒業資格も併せて取得できるUSデュアルディプロマプログラムのシステム導入や、英国のサイバーセキュリティ専門家育成プログラムの連携授業、産業界と連携した取組みなど、海外研修、ICT教育を充実させており、生徒たちの可能性を広げる積極的な活動をしています。

オーストラリアホームステイ、UCLA海外大学派遣研修、シンガポールでの企業訪問と研修や、イギリス国立バンガー大学短期留学研修などを実施し、令和7年度から、国際的な視野で物事を考え、グローバルマインドを備えたリーダーとしての資質を身に付けることを目的とし、3年生から5年生を対象としたシリコンバレー派遣研修を選択制で募集しています。

今年の秋にアメリカのグーグル本社を訪問するなど、イノベーションの本場で、知識とスキル向上はもちろん、現地デザインテックに参加し、多様な価値観と出会うことで柔軟な思考力や将来のキャリアのヒントを得られる研修機会を予定しています。

シリコンバレーでは自動運転車両に生徒たちが乗車する体験も予定しているそうです。

生成AI開発にも積極的に取り組み、Japan Generative AI Award生成AI大賞2024においては、セブン&アイホールディングスやNEC、名鉄、ライオンなどの名だたる大企業と肩を並べ、学校として唯一のファイナリストに選出され、生成AI優秀賞を受賞しています。

「教育活動を充実させるための学校用にカスタマイズした独自生成AIシステムの開発」をテーマとし、生成AIを活用可能な環境として校内GPTを導入することで、生徒や教職員全員が授業などの教育活動で安全に効率よく活用しており、DX化の正に、トランスフォーメーションを実践しています。

生徒たちのプレゼン技術向上や共同作業なども実施教員の指導レベルの底上げも必要となり、その経験や力量を生かせるような人事配置を行っています。

九段中等教育学校のみならず、海外研修やＩＣＴ分野で蓄積された人材や経験、手法、教材などを将来的に区内で共有していくことも、バランスのいい教育の底上げに貢献でき、効果的と考えます。

九段中等教育学校では３Ｄプリンターを３台所有していますが、それら３Ｄプリンターを活用するなど、区立小・中学校での身近なＩＣＴ体験学習を実施してはいかがでしょうか。また、現在、区立小学校や区立中学校での教育ＤＸはどのような取組をし、目指す方針はどのようなものか、お答えください。

また、情報リテラシー、モラルなどについて、区立学校での取組も具体的にお答えください。世界的ＩＴ企業との交流やシリコンバレー派遣を通じた先進的な学びと、国際的視野とデジタルスキルを育む教育機会を、九段中等教育学校に留めず、区内のほかの中学校・小学校にも拡充することで、区全体の教育水準向上を目指すべきだと考えます。

世田谷区では区立小・中学校の児童・生徒を海外に派遣することにより、訪問国の文化や伝統に直接触れるとともに、現地の小・中学生と交流する体験を通して国際的視野を広め、国際社会に対応できる能力の基礎を培うとして、小学５年生から中学２年生およそ５０名を対象とした、教育委員会の海外派遣事業を実施しています。

目的は語学力を重視するのではなく、国際理解や多文化交流が目的の事業となっており、現地での学習やボランティア活動を行っているそうです。

「海外派遣で学んだことを自分の生活や将来のためにどのように生かしたいか、また、自分に関わる地域や社会にどのように生かしていきたいか」などのテーマで作文を提出し、面談等の選考後、およそ５０名の児童、生徒が決定され、渡航代金、宿泊費などは全て世田谷区が負担しており、参加費は無料となっています。

世田谷区のような海外でしか得られない学びや体験の充実を図るために、本区でも募集、展開していくことは可能でしょうか。

また、今回の九段中等教育学校でのシリコンバレー研修では、参加する生徒一人当たりおよそ９０万円程の費用負担がかかるとのことですが、コスト面での補助などは、拡充可能でしょうか。

区の御見解や検討していることがあれば、お答えください。

次に、区民向けのデジタル体験・研修機会の創出について伺います。

現在、デジタル政策課では「デジタルの力を使って千代田区をもっと素敵に、未来の千代田区を創る」と称し、デジタルを活用した政策提案ワークショップを開催予定で、中学生を対象として募集しています。

デジタル技術の展示会へ参加するなど、ワークショップを経て何をを目指すのか、地域へどのように還元していくのかが課題かと思います。

区民向けの先進技術体験プログラムを導入することで、区民が先進地での体験を通じてデ

デジタル社会への理解を深め、地域に還元できる仕組みづくりや地域全体のデジタル対応力を高める施策について、現在、区の実施方針はどのようなものなのでしょうか。

また地域の人材・組織連携のための支援体制を構築する具体策はありますか。

令和7年度の九段中等教育学校の予算では、生徒がアメリカの代表的なシリコンバレーのグーグル本社研修をして最先端ITと先進的なデジタル技術に直接触れる機会を設けていることは、さきに紹介したとおりです。

生徒たちの将来を変える可能性もある素晴らしい取組です。

その上で、DXの観点からも子ども部と連携して九段中等教育学校のような世界に裾野を広げて、子供と保護者または幅広い区民の方々へも対象とした様々な体験を実施していただきたいと考えます。

新たなデジタル技術の活用がなかなか進まないのは、視野を広げて実際に体験に触れる機会と刺激が少ないことも一因ではないかと思います。

東京都DX人材確保育成事業を活用して、GovTech東京や東京デジタルアカデミーなど、都の職員や行政サービスの最前線を担う自治体職員のスキルアップの拠点づくりを実施しており、職員の海外派遣でICTスキルをブラッシュアップするために現地専門大学院や海外でのICTでの先進的に取り組んでいる自治体に研修派遣などを行っています。本区での取組は、その後どのようなものなのでしょうか。

海外の最先端のIT企業で最先端の技術に触れるなどの貴重な体験を、九段中等教育学校の生徒に限定せず、幅広い区民の方々や職員にも経験していただければいかがでしょうか。千代田区だからこそできる特別な体験が実るよう、数年後、九段中等で特別な体験をした生徒も社会に出ていき、その世代と一緒にデジタル社会を育むには、世代を問わず最先端のものに触れることが必要です。

区としてデジタルに関する区民や職員の海外研修等についてどのように考えているのか、御見解をお願いいたします。

以上、関係理事者の明快な答弁を求め、一般質問を終わります。

ありがとうございました。

議長／教育担当部長。

教育担当部長／西岡議員の、国際理解とデジタル人材育成についての御質問にお答えいたします。

まず、九段中等の3Dプリンターの活用についてですが、議員の御提案も踏まえ、まずは小学校高学年を対象に体験学習の実施に向けて取組を進めてまいります。

次に、区立小中学校における教育DXについてですが、令和3年度より「ちよだスマートスクール」の取組を開始し、児童・生徒が様々なアプリケーションを活用して、情報を収集・分析したり、共同編集での資料作成やプレゼンテーションを行ったりするなど、幅広く情報

活用能力を育成しています。

また、クラウドを活用した協働的な学びや探究的な学びを通して、児童・生徒が学習方法を自ら決めて学んでいくといった、新たな学びのスタイルの実現を目指し、教育D Xの推進を図っているところです。

さらに、適切な情報を取得して、整理・比較することや、得られた情報を分かりやすく、適切に発信・伝達するといった、情報モラルを含めた情報活用能力を育成するため、本年度より「ちよだりテラシー教育」の推進に取り組んでいるところでございます。

教育委員会としては、御指摘の九段中等教育学校における校内生成A IやデジタルスキルなどのI C T分野での先進的な取組を、他の区立学校へも展開・共有できるよう、様々な教育の機会の創出に努めながら、区全体の教育水準の向上を図ってまいります。

次に、御提案の海外派遣事業の展開については、その実現の可能性なども含めて、まずは調査・研究が必要と認識しております。

最後に、シリコンバレー研修については、現状、国の留学促進事業における支援金に相当する額を補助しておりますが、その拡充については、他の中学校とのバランスなども考えながら検討してまいります。

議長／デジタル戦略担当部長。

デジタル戦略担当部長／西岡議員の区民向けのデジタル体験・研修機会の創出に関する御質問にお答えいたします。

区では、昨年度から区民参加型デジタルプロジェクトを実施しており、今年度は、デジタル技術に親しんだ中学生が、新たな発想で地域課題にデジタル的アプローチを試み、研究・発表するワークショップを実施いたします。

この一環として、中学生を最新のD X技術を体験できる施設へ案内し、デジタル的な知見を深めていただく予定であり、先進的な体験が区政に反映されることを期待しているところです。

また、こうした取組により地域の人材育成等を推進するとともに、区のデジタル人材の育成に当たっては、G o v T e c h 東京への職員派遣等により、専門的、先進的な知見の蓄積に努めているところです。

議員御提案の、区民や職員が海外の先進的な事例に触れる研修の実施については、参加者にとっては貴重な体験の場になるとともに、例えば参加者が、海外の先進事例を研究し、得られた知見を区政に還元する仕組みを整えることで、区民参加型デジタルプロジェクトとしても有意義な取組となる可能性があると考えております。

実施に当たっては、研修先の選定に加え、参加者の選定方法、費用負担の考え方、効果測定の方法など、整理すべき課題もありますが、取組が最大限に効果を発揮するための試行なども視野に入れつつ、効果的な実施方法の検討を進めてまいります。

議長／次に、１１番はやお恭一議員。

はやお議員／令和７年第２回区議会定例会において、一般質問をさせていただきます。

昨年１１月の一般質問では、本区の官製談合事件について数々の矛盾や疑義を残しながらも、入札不正行為等再発防止検討報告書の公表をもって、千代田区は本事件に区切りをつけようとしていることに疑問を投げかけました。

また、事件当時の副区長である山口氏が漏洩を指示したかどうかについて司法の場での判決文と、区が作成した報告書の２種類の記載内容が相反していること、そのため、事実がいまいなまま組織的に山口氏をかばっている印象が否めないことも訴えました。

しかし、このような重大な事案に対しても責任者である区長御本人は答弁されず、理事者も同じような答弁を繰り返すにとどまり、この事件に本気で向き合う気があるのかどうかと、大変残念な思いをいたしました。

あれから半年がたちました。

この間、新聞やメディアによる本事件における区の組織的関与の可能性の指摘、また、裁判所における刑事訴訟確定記録の閲覧による、山口氏、嶋崎氏の供述調書の把握など、当時の指摘が客観的な見地からも疑問を呈するものであることが明らかとなってきました。

今こそ、本気で千代田区を立て直すため、厳正中立に事件に向き合い、原因を正確に究明し、抜本的な改善策を区民に打ち出すことが必要です。

臭い物に蓋をしてやり過ごすわけにはいきません。

区議会と執行機関がともに協力して再出発するためにも、本事件における区の組織的関与について、報告書と報道及び供述書との相違点を中心に質問をいたします。

まずは、報道や供述調書に基づき、この事件の経緯を整理したいと思います。

前副区長の山口氏は、石川区長の５期目の当選を踏まえ、執行機関と区議会との関係修復を目的に、２０１７年２月以降、自民党議員団の幹事長であった嶋崎氏との会食を重ねるようになります。

その初回の会食に同席したのは、当時、まちづくり担当部長であった、現在副区長の坂田氏です。

坂田氏といえば、まさにその１年前に日比谷エリマネに関する区有地の無償貸付について、適正な意志決定の процедуруを飛ばした人物です。

そして、２０１７年２月の会食の２か月後に政策経営部長、その６か月後に教育長と異例の速さで昇進し、現在、樋口区長の任命の下、副区長の職にあります。

一方、会食の効果もあつてか、その後、議会との関係は改善傾向に向かい、その見返りとして山口氏は嶋崎氏から契約をはじめとする幅広い問合せや要望を受けることになります。

例えば、山口氏の供述調書によると、嶋崎氏の要望を受け、管工事（？）の区内の業者が受注機会を拡大できるよう、契約課長に命じて優先業種以外の分野への入札を認めない新た

な制度をつくらせました。

また、東郷公園の改修工事の予定価額や入札状況を山口氏が契約課長に確認し、山口氏から嶋崎氏に伝えていることも述べています。

そして、2018年4月に行政管理担当部長に吉村氏が就くと、山口氏は、契約課長の上司となる吉村氏を副区長室に呼び、これまで嶋崎氏から山口氏に契約に関して問い合わせがあった場合には、契約課長から情報を得て嶋崎氏に答えていたこと、また、今後は契約課長の役割を吉村氏にお願いすること、嶋崎区議から吉村部長に直接問合せがあった場合は、調べた結果を山口氏に報告してもらいたいことを指示したと供述しています。

一方で、区の公表した報告書では、当時の副区長の具体的関与は確認できなかったと結論づけられました。

山口氏の供述調書では、同氏が吉村氏をはじめとする元職員らに対し、元区議からの契約に関する問合せに対応するよう指示したことが明確にされているにもかかわらずです。

この山口氏の指示が結果として入札情報の漏洩を招くことにつながり、報道では、副区長が主導した組織ぐるみである可能性が報じられました。

そこで伺います。

区長は、この前副区長の供述内容をどのように認識しているのでしょうか。また、再発防止検討報告書の結果と、山口氏との供述内容との矛盾について、区としての説明責任をどのように果たすのでしょうか。

今回の事件が特定の職員個人の問題にとどまらず、組織的な関与、特に上層部の指示、黙認があった可能性について、区として徹底した再検証を行うべきと考えますが、区長の見解を伺います。

次に、事件発覚後の区の対応の質問に移ります。

遅くとも2023年10月の警視庁からの捜査協力の依頼により、千代田区は両者の逮捕前に本事件の存在について認識があったと考えられます。

また、翌11月には、職務に関する法律相談制度を活用し、2名の弁護士に業務委託をしています。

それらへの対応は、政策経営部が担当し、当時の責任者は部長である古田氏でした。

政策経営部長であった古田氏は、再発防止検討委員会の立ち上げ時のメンバーとしても参画しており、また、同委員会の委員長は副区長である坂田氏が務めていました。

そして、同委員会は6か月で報告書をまとめ、そこには副区長が具体的に関与したと認め得る事実は確認できなかったと結論づけています。

そもそもこれまでの経緯から、関係者に相当する坂田氏や古田氏が検討委員会に参画するというその選定そのものに厳正中立の立場からの検討を行える客観性はあるのか、違和感を感じざるを得ません。

さらには、嶋崎氏の公判において、裁判長からのいつから情報を業者に漏えいしていたのかとの意味の問いに、嶋崎氏が10年前からと答えたことは複数の傍聴者が聞いており、そう

なると、2024年の10年前から同様の行為が行われていた可能性すらあります。

それが事実であれば、今回の事件は単発的なものではなく、官製談合が常態化していたことにもなり、事件以前についてもさらなる検証が求められます。

そして、報告書は個々の職員の倫理観や制度面の不備に焦点を当てているのに対し、供述調書や報道からは、より上位の指示や組織的な慣行、人事面での思惑など、組織全体として不正が行われやすい構造があった可能性が強く示唆されています。

この相違点からも、報告書は組織の根本的な問題に踏み込めていない可能性が高いことが伺えます。

また、以前から指摘しているように、再発防止検討委員会に助言を行う有識者会議の弁護士2名は、逮捕の2か月前から区の立場に寄り添い、相談に応じてきた方々です。

この案件に全く関与していない、真の意味での第三者機関として、客観性、独立性が担保されているとは言いがたいものがあります。

今からでも遅くありません。

これまでの膿を出し切り、正しい再出発をするためにも、日弁連のガイドラインに適した第三者機関に相当する会議体を改めて設置し、厳正な真相究明と再発防止策を講じるべきではないでしょうか。

そこで伺います。

区として、この長期にわたる不正行為の実態について、過去に戻って徹底的な調査を行うべきと考えますが、区長の見解をお答えください。

また、長年の不正を見過ごしてきた組織の責任と、その再発防止に向けた具体的な対策について、どのように考えているのかお答えください。

この事件の発端は、副区長という立場から、部下への漏洩指示であることは明白です。

その指示さえなければ、何人もの職員がつらい思いをしなくてよかったはずです。

個人の倫理観のみに資するものではありません。

立件されたかどうかではなく、もっと根本的なところを洗い出し、再発防止に努めなくては、この事件を糧に組織を改善していくことはできません。

どうか我々区民代表の声に執行機関はもっと真摯に向き合っていただきたい。

区議会に戻ってこの2年、強く感じている願いです。

以上につきまして、区長並びに関係理事者の明快な答弁を求め、質問を終わります。

ありがとうございました。

議長／政策経営部長。

政策経営部長／はやお議員の御質問にお答えいたします。

議員御指摘の供述調書は、新たな証拠資料ではなく、捜査機関も裁判所も、その内容を把握した上で前副区長を書類送致すらせず、判決においても前副区長の謀議への関与は認めま

せんでした。

不正行為等再発防止検討報告書は、こうした捜査機関の決定や裁判所の判決を踏まえてまとめられたものですので、議員御指摘のような矛盾はないものと認識しています。

加えて、報告書は、起訴・書類送致の対象となった事件以外についても調査した上でまとめられたものですので、議員御指摘のような調査や再検証の必要はないと考えています。

今後も、報告書に記載した再発防止策の内容に沿った取組を着実に実行することにより、全ての職員が二度と不祥事を起こさないという強い決意の下、再発防止に向けて全庁を挙げて取り組んでまいります。

議長／はやお恭一議員。

はやお議員／自席より再質問させていただきます。

残念で仕方がないということを、毎回繰り返しています。

という話につきましても、先ほどの刑事確定記録、そして、それが判決ということなんですけど、そこに明確に、その刑事確定記録に書いてあるのは、今回の漏洩について、私を通過して報告するという話を山口前副区長は言っていた。

それで、そこを通さないで直接やっていたから私は知らない、で、時効だったんです。

それで時効になったんです。

これは供述書から分かっています。

そのことについてはとやかく言うつもりはありません。

今回は、この再発防止特別委員会の確定記録の閲覧が特別委員会も認められましたということですから、これを基にしっかりと検証していきたいと思っています。

岩田議員の閲覧内容を公平中立に検証していきたいと思っております。

こういう中で、残念です、こういうような不誠実な答弁。

そして、答弁漏れに近いようになっています。

何かというと、一つは、この区は確定記録の閲覧をするつもりがあるのかと。

つまり、何かといたらですね、その刑事確定記録については、特別委員会では検証するってことになっているんです。

そこまでおっしゃるのであれば、そこを吟味するということについては、まず一つあるのかどうか、そこをお答えいただきたい。

そしてまた、こういう状況でありながら、もし、確かに、形式論からすると、法律的にいったらば、元幹部の方は有罪になりましたよ。

でも、間違いなく供述調書には、自分は指示した、私を経由して言えと言ったと書いてあるんですよ。

そういうところからあったときに、実態論からしたら、間違いなく指示しているんですよ。

それがなければ、元幹部は多分、その漏洩についてはしなかったと思います。

というところから鑑みて、今回、プレスリリースにおいて元幹部職員の退職金返還請求をされている。

こういうところからしたら、形式論からそうでしょう。

だけでも、実態論でもし分かった場合、このことについて、山口前副区長に対しては、この退職金返還請求をするのかどうか、この2点をお答えいただきたい。

以上です。

議長／政策経営部長。

政策経営部長／ただいまのはやお議員の再質問についてお答えいたします。

まず、確定調書を吟味するのかということなんですけど、こちらにつきましては、今し方、再質問の中ではやお議員のほうから御説明がありましたように、議会のほうで正式にその閲覧請求をしているということですので、それについて、議会に資料として出された場合には、こちらとしては、きちんとそれについてこちらの意見を述べていきたいというふうに考えてございます。

それから、前副区長に対する退職金の返還請求についてですけど、これについては仮定の御質問ですので、そのときの事実によりますから、現在、どうというふうにお答えすることはできないということでございます。

議長／次に、16番入山たけひこ議員。

入山議員／令和7年第2回定例会に当たり、一般質問いたします。

今回は区道の舗装管理、神田警察通りの道路整備、区の暫定活用財産の現状と方針、そして祭礼文化の継承について伺います。

区道の道路舗装の維持管理について伺います。

道路舗装の維持管理の目的として、ひび割れ、ポットホール、わだち掘れなどが原因となる交通事故を防ぐため、安全性の確保や円滑な走行を可能にし、振動や騒音を低減するための快適性や舗装の寿命を延ばし、長期的なコストを削減するための耐久性の向上、そして排水性、遮熱性、防滑性などの舗装本来の機能を維持することが重要と考えられます。

道路舗装の主な劣化現象としては、交通荷重や温度変化、降雨、凍結融解などの気象条件や材料の経年劣化などにより発生します。

年間、区民の方から、相談は舗装や道路に関することが多く、区として現状をどのように把握しているのでしょうか。

近年、千代田区内では、視認性の向上や景観との調和を目的として、インターロッキングブロック舗装、いわゆるカラー舗装の導入が進められており、特にスクールゾーンや自転車道、駅周辺などで多く使用されています。

安全性や街の景観の維持に貢献しています。

カラー舗装の役割と特徴は道路の表面に色を加えることで視覚的な通行区分を強調し明確に区別でき、ドライバーや歩行者、安全で快適な走行、歩行の注意を促す役割があります。また、景観や都市デザインに調和する色彩設計も可能で、景観保全の面でも重要と考えます。一方、カラー舗装は長期にわたる使用の中で、太陽光に含まれる紫外線により舗装表面の顔料が分解し、色が薄くなったり、車両通行によるタイヤの接触やブレーキ時の摩擦でわだちができたり、水分の侵入や気温変化による収縮・膨張で表面にひび割れが生じ、劣化が進みます。

維持管理上の課題としては、劣化が進行すると、視認性が低下し、通行の安全に悪影響を与えたり、舗装の一部が破損、剥離することですまずいたり、滑りやすくなったりします。特に、色が識別しづらくなると、自転車道や横断歩道の区別が困難となり、事故の原因ともなります。

また、特殊な舗装であるため、通常の舗装に比べて初期の施工費用が高額になる傾向があり、表面補修が難しくなれば、全面的な打ち換えが必要となり、高額な費用と長期間の交通規制が生じるリスクもあります。

カラー舗装を検討する際には、施工場所の地域性や用途、予算、求める機能、耐久性などを考慮し、適切な種類と施工方法を選択することが重要です。

そこで、伺います。

町会や商店街、各個人宅の建物前など、カラー舗装が地域に密着したエリアの道のひび割れ、欠損などの補修工事、汚れなどの環境美化について区は、現状どのように、課題認識、維持管理と整備についてどのようにお考えでしょうか。

お聞かせください。

次に、今後の神田警察通りの道路整備について伺います。

神田警察通りのⅡ期のイチョウの木の伐採が完了し、地元地域の皆さんが待ち望んでいた道路整備の大きな節目であると感じております。

しかし、伐採が終了したとしてもⅡ期の道路整備工事はまだ始まったばかりで、Ⅱ期工事が完了しても全体の一部でしかなく先の神田駅までのⅢ期、Ⅳ期、Ⅴ期まで、どのように一体的な道路整備を進めていくのかが問われています。

そこで伺います。

今後、神田警察通りの道路整備工事を、自転車など、交通量が多く、また、歩道幅員の狭い神田駅方面から始めるなど、どのようにスピードアップさせ、多くの区民が期待する安全安心でウオーカブルな街づくりを進めていくのか見解をお聞かせください。

また、たびたび、地元や区外から来る反対する方の一部が作業帯に侵入し、樹木への抱きつきといった妨害行為が発生し、これにより3年にわたり工事が大幅に遅延したことやその行為により経費も大幅に増額したことは極めて遺憾であり、公共工事の円滑な遂行という観点からも決して見過ごすことはできません。

過去の質疑について、伺います。

今後のことも考慮して、その行為を起こした関係者に対して、その増額したコストの負担を求めることを検討すると区として答弁をしたと記憶していますが、その後どのように検討しているのか改めて見解をお聞かせください。

次に、区の暫定活用財産について伺います。

令和7年度予算では、旧箱根千代田荘・旧軽井沢少年自然の家解体設計経費が計上され、今後は建物の解体と跡地の活用に向けた取組が進められることになりました。

両施設ともこれまで多くの区民の皆さんが利用され親しまれてきた施設であり、もちろん私自身も利用したことのある大変思い入れ深い施設ですが、時代の移り変わり、あるいは建物の老朽化や膨大な維持管理経費などの課題もあり、解体・新たな活用への検討ということとなりました。

区としても、建物の利活用を含めて様々に検討を重ねてきたことは承知していますし、当然、建物の解体について賛否はあると思います。

これまで硬直していた状況が動き始めたことについては一定の評価をしております。

公共施設等総合管理計画によると、区内には多くの未利用・暫定活用財産があり、恒久的な活用の用途が決まるまで、暫定的な活用を図っているとのことですが、いずれも将来像が示されておらず、必ずしも有効活用が図られていないようにも思われます。

特に、公共施設適正配置構想による学校の統廃合で生じた学校跡地などの大規模な区有地については、子どもの遊び場などで暫定的な活用をしているとは思いますが、統廃合から相当の年数が経過しており、残された校舎などはかなり老朽化しているものも見受けられます。

一方で、既存の区有施設に目を向けると、幾つかの区有施設は築年数がかなり経過し、老朽化した施設も存在していることから、順次、改修や更新時期を迎えることとなり、今後の施設の大規模修繕や建替えのための用地確保の課題が出てくるものと思います。

あるいは、今後、新たな施設が必要となることも考えられます。

大規模な区有施設はこのような大規模修繕や建替えなどのために必要な土地であり、貴重な土地について、このまま漫然と暫定的な活用を続けていくのではなく、計画的な大規模改修や建替えを見据えて、区としての考え方や今後の活用の方向性を示すことが必要だと考えます。

仮施設にしても、恒久的な活用にしても、その場所を活用するとなれば、現在利用している方や地域の方々をはじめ、様々な関係者との調整には相当な時間や準備が必要になるでしょう。

工事費や人件費などをはじめとした物価高騰の中で、計画的な施設改修は喫緊の課題だと考えます。

そこでお伺います。

現在、暫定的な活用をしている学校跡地などの大規模な区有地について、区として現状どの

ような整理をしているのでしょうか。

また、全庁的な議論などは行われているのでしょうか。

今後の活用の方向性や見通しなどについて、区の見解をお聞かせください。

最後に、祭礼文化の継承と地域コミュニティの再生・活性化について伺います。

千代田区には歴史と伝統のある祭礼や文化事業がたくさんあります。

本年5月8日から15日まで、令和7年の神田・日本橋の氏子地域では、賑わいと活気、人々が喜びに満ちあふれ、街には神輿が練り歩き、2年ぶりの神田神社の御祭礼が斎行されました。

振り返ると、令和3年、新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言が発出される中、神田祭は中止となり、令和5年には、新型コロナウイルス感染症の分類が5類に移行した直後に、神田祭が開催されました。

この祭礼は、感染再拡大を招くことなく、疫病克服の象徴として成功裡に斎行されました。祭礼文化の継承は地域社会にとって非常に重要であり、多岐にわたる意義を持っていると認識しています。

祭礼文化は、町会や地域住民の協力の下、準備運営に取り組み、地域の団体や企業や学校に共に参加する機会を提供し、これにより世代や立場を超えた交流が生まれ、地域コミュニティの連帯感と絆が深まります。

また、日常生活から離れて非日常を体験できる場でもあり、地域住民にとっても精神的な安らぎや活力を与える心の拠りどころともなります。

また、その地域の独特の魅力から多くの観光客を惹きつけ、観光資源として地域経済の活性化にも貢献、寄与しています。

伝統ある祭礼や文化事業が長く続き、地域の伝統と誇りを次世代へとつなぎ持続可能な地域社会を形成することが必要とされます。

人々に親しまれ、地域の絆や誇り、歴史と伝統を維持するため、守るべきものは守り、変えるべきものは時代に合わせて柔軟に変化することだと考えます。

この考え方は、町会や地域コミュニティの活動にも当てはまるといえます。

区長は、招集あいさつで「地域コミュニティの課題が顕在化する中、千代田区における祭礼文化の継承は、地域の伝統と誇りを次世代へとつなぎ、持続可能な地域社会の形成に資するものである」そして、「祭礼文化の継承を支援するための具体的な手法の検討を開始する」と述べられました。

江戸由来の歴史と人々の営みの中で積み重ねられてきた祭礼文化が、町会等で地域コミュニティの求心力であることについては、私たち議員の多くも、共感するところが多いと認識しています。

一方で、行政の祭礼や文化事業に対する支援策は、政教分離の原則の下で制度設計や運用には様々な課題があります。

祭礼文化の継承支援の手法について検討し、研究にも取り組むとのことですが、議会として

もともに取り組むことができるよう、現時点で支援に向けた基本的な考え方や方向性について、区長の見解をお聞かせください。

以上、区長、関係理事者の皆様の明快な答弁を期待し、一般質問を終わります。

ありがとうございました。

議長／地域振興部長。

地域振興部長／入山議員の、祭礼文化の継承と地域コミュニティの再生・活性化について、現時点における区の基本的な考え方についてお答えをいたします。

祭礼文化は地域コミュニティの求心力であり、世代や立場を超えた交流を生み出す貴重な文化資源であると認識しています。

こうした認識の下、祭礼文化の継承支援に向けて、文化財の継承、コミュニティ活性化、町会のアイデンティティ確立という3つの観点からの支援の可能性を検討しております。

1つ目は、文化財的な観点からの支援です。

他自治体においては、地域の祭礼を「無形民俗文化財」として位置づけ、文化財保護の観点から補助制度を設けている事例がございます。

千代田区における祭礼は、山王祭や神田祭といった「天下祭」をはじめ、各地域で斎行されている祭礼のいずれもが長い歴史と伝統を有する貴重な文化資産、地域資源であります。祭礼を文化財的価値があるものとして継承を支援することについて、文化財保存活用の観点から検討をまいります。

2つ目は、コミュニティ活性化の観点からの支援でございます。

「お祭りがあるから町会がある」、そういう話をよく伺います。

また、お祭りは地域こぞって楽しむエンタテインメントでありながら、その準備から運営、後始末に至る経緯は、災害時の地域活動にも通じるところがあり、地域の底力が発揮される催しであります。

また、祭礼を契機に地域の交流や若年層の参加が促進され、地域コミュニティの活性化が図られるものと認識しております。

他の自治体の支援事例を参考にするとともに、今後実施する町会アンケートやヒアリングを通じて、課題やニーズを丁寧に把握し支援の在り方を検討してまいります。

3点目が、地域のアイデンティティ確立と町会の加入促進支援です。

お祭りで使われている町会の半纏の背紋や、手ぬぐいの柄などは江戸以来の職人の技術や創造性を生かし、地域特有の個性が光る一つの芸術といっても過言ではありません。

それらは、参加者の連帯感を高め、お祭りの活気を生む役割も果たしており、地元のアイデンティティを象徴する存在ともなっています。

こうしたデザインを町会のブランドやアイコンとして活用することで、町会の発信力強化や加入促進に資する取組の支援を検討してまいります。

これらの視点を踏まえながら、政教分離も考慮しつつ、祭礼文化の継承支援の手法を検討してまいります。

あわせて、江戸期の祭礼文化に関する研究も行い、その価値を広く発信し、地域の魅力向上につなげる取組を進め、議会とも連携して持続可能な地域コミュニティの実現を目指してまいります。

議長／環境まちづくり部長。

環境まちづくり部長／入山議員のカラー舗装に関する御質問にお答えいたします。

カラー舗装は、景観性やデザイン性に優れるとともに、照り返しが少ないため表面温度が高くならないなどの特徴があり、区では道路の改修整備に合わせて導入をしております。

しかし、この舗装は隙間に砂を詰めてブロック同士を連結しているため、アスファルト舗装と比べ、がたつきが生じやすい構造となっております。

また、カラー舗装は経年とともに汚れが目立ちやすいことに加え、狭い車道や歩道に整備されることが多いため、路面清掃車での清掃が十分行き届かない傾向にあります。

区いたしましては、こうした状況を十分踏まえながら、カラー舗装の整備箇所の状況を日頃から十分に注視し、区民の安全な通行や環境美化を確保するとともに、地元の方々のニーズに応じるよう、様々な取組を進めてまいります。

続きまして、神田警察通りに関する御質問にお答えします。

区内の多くの方々から強く要望のある道路整備事業は、反対している一部の住民と外部の方からの妨害行為が続いていましたが、6月8日にⅡ期区間の全ての樹木の伐採を完了いたしました。

今後の工事については、本事業のⅤ期までの車道と歩道の位置関係などの道路の線形、街路樹やガードパイプなどの道路付属物の配置などは、沿道関係者で構成される協議会で長期にわたる議論を経て策定され、決定し、警察協議も既に終了をしております。

また、裁判所からは「工事の手続きで住民の意向の聴取や反映は不十分ではない」などとの司法の判断が示されており、さらに区議会におかれましては、令和7年第1回定例会でⅤ期までの設計費と工事費等の道路整備に必要な予算については議決をいただいております。

こうしたことから、今後は現在の計画を着実に前に進めてまいります。

今年度は、まず、3年遅れたⅡ期工事の整備を本格化させ、抜根作業、歩道や車道の整備、植樹等を着実に進めるとともに、Ⅲ期以降の道路整備に必要な詳細設計を実施します。さらに、来年度以降必要となる整備工事の準備作業も洗い出しを行い、可能なものから実施してまいります。

今後の作業を計画的かつ効率化することで全体のスピードアップを図ってまいります。

次に、コスト負担についてですが、裁判所からの「作業帯内に侵入する、街路樹にはりつく行為は表現の自由により正当化されない、工事を直接実力で妨害しているものというべき」

などの判断もあります。

既に工事の遅延等によりこれまで約1億円の経費が増加しています。

遅延の原因となる妨害行為をした者に責任があると認識しており、御指摘の点については今後も検討をしてみたいです。

議長／財産管理担当部長。

財産管理担当部長／入山議員の区の暫定活用財産に関する御質問にお答えします。

区の大規模な暫定活用財産は、旧永田町小学校、旧九段中学校、小川広場、旧今川中学校などの学校跡地があり、現在は子どもの遊び場や倉庫などとして暫定活用しています。

このような大規模な区有地は、既存施設の大規模改修や改築工事の際、特に学校等の建替えの際には、仮移転用地や代替場所ともなる重要な財産です。

土地の入手が困難な本区において、大規模な区有地は希少で貴重な財産で、将来の行政需要の備えとして保有しておくことも重要だと考えております。

また、長年暫定的に利用されてきた場所を本格活用する際には、関係者との調整を含め、一定の準備期間を要するため、必要な時期に必要な需要に応えられるよう、予め計画的に準備しておくことが不可欠です。

議員御指摘の課題は区としても認識しているため、公共施設等総合管理計画でも大規模な区有地の重要性を明確化するとともに、庁内の区有地等活用検討会でも全庁的な議論を進めておりますが、今後、精力的に区としての考えを整理し、議会にもお示ししてみたいです。

議長／議事の都合により休憩します。

＊ 休憩中 ＊

議長／休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

6 番米田かずや議員。

米田議員／令和7年第2回区議会定例会において、公明党議員団の一員として一般質問をいたします。

まず初めに、重点支援地方交付金について確認いたします。

国は、電気・ガス・LPガス料金への支援などに対応するため、令和6年度予算の予備費から総額3880億円の支出を決定しました。

また、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者への支援について、地域の実情に応じて地方自治体が柔軟かつ効果的に対応できるよう、前年度に引き続き1000億の追加措置が講

じられています。

今回の重点支援地方交付金の推奨事業メニューは以下のとおりです。

推奨事業メニューの生活者支援では、エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援、エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援、消費下支え等を通じた生活者支援、省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援。

また、事業者支援では、医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援、農林水産業における物価高騰対策支援、中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援、地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援などです。

このほかにも、地方自治体が推奨事業メニューよりも高い効果が見込めると判断する事業については、実施計画に記載することで申請可能です。

また、公共施設や公営企業への活用、さらには公共調達における労務費の価格転嫁にも使用可能と、幅広い活用が認められています。

例えば、江戸川区では、高齢者の熱中症対策の支援として75歳以上の方がいる世帯に、国による電気代支援に上乗せする形で、エアコン代への支援として5000円を7月から支給する予定です。

また、北区では、独自のプレミアムデジタル商品券の販売数増などにも活用する検討を始めていると伺いました。

そこで、4点お伺いします。

地方自治体への配分は人口、物価上昇率、財政力等を基盤として算定されると伺っています。今年度、本区への交付限度額は約2000万円と伺っています。

この金額で相違ないか、確認させていただきます。

実施計画の第一次締切は6月30日、第二次は10月31日とされています。

現時点での活用方針は決まっているのでしょうか。

もし未定であれば、地域の声を十分に反映させ、10月までに検討すべきと考えますが、いかがか。

今回の配分の限度額は2000万円であれば、内容にもよりますが、新たな事業を行うのは厳しい金額でもあると思います。

それでも、貴重な交付金であることから、効果的な事業を実施していくために、高齢者世帯、障がい者・ひとり親世帯、低所得世帯、子育て世帯、そして、福祉・教育等の施設運営事業者など、特定の層に絞ることも含めて事業の検討をすべきと考えますが、いかがか。

交付金の限度額があることは承知しておりますが、より効果的な施策の実施を図るためには、区の予算を追加投入するなど、柔軟な対応を検討すべきと考えますがいかがか。

次に、小中学校におけるネイティブ人材の活用についてです。

世界で最も話者が多く、国際共通語とも言われる英語は、インターネット上で最も使用されている言語です。

他国の人々と交流するには、聞く・読む・話す・書くといった英語4技能をバランスよく育

成することが不可欠です。

東京都では令和4年度から都内公立中学校3年生に英語スピーキングテストを導入し、現在では1・2年生にも実施されています。

3年生の成績は、都立高校の入試における内申点に加算されます。

一方で、塾や英会話教室に通う生徒と、経済的な理由で通えない生徒との間に格差が生じているとの指摘もあり、教育基本法第4条の「能力に応じた教育の機会均等」に基づき、公立学校での補完的な取組が必要です。

本区の中学校の英語授業は、ALTを年間140日派遣し、少人数展開されている授業に入りながら、コミュニケーション活動を中心とした指導を行っております。

オンラインを活用した取組では、海外在住のALTと生徒4、5名が1グループとして年数回程度オンラインで対話する活動を実施。

また、授業外の取組としては、夏休みなどの長期休業中に希望者に対し、ICTを活用して生徒と一対一で対話し、英会話能力の向上を図っており、一定の成果を上げていると評価いたします。

ただ、複数の生徒を同時に指導する取組では、実践的なコミュニケーション能力の育成に必要な「会話量」が不足していたり、発話量にバラつきが出るため、伸びる生徒、伸びない生徒の二極化される課題などがあると思います。

また、授業外における長期休暇中の取組も残念ながら利用者はまだ少ないように思います。そこでお伺いいたします。

これまで本区の小中学校における英語指導体制と学習成果の現状把握について、どのように分析・評価しているか。

また今後、どのように進めていくのかお聞かせください。

現在、複数の大手教育機関関連企業では、オンライン英会話システムを開発し、生徒1人1台のタブレット端末を活用して、ネイティブスピーカーと会話を行う時間の創出に取り組んでいます。

オンライン英会話とは、英語圏に在住する講師とインターネットでつながり、タブレットを通じてマンツーマンで英会話を行う遠隔授業のことです。

ALTが派遣されない日などに代替手段として導入することで、授業の補完や児童・生徒の「話す・聞く」能力の開発にも効果があり、教職員の支援にもつながっています。

先駆的に取り組んでいる東大和市は、GIGAスクール構想で整備された1人1台端末を活用し、海外在住の外国人講師とマンツーマンでオンライン英会話レッスンを実施しています。

授業は学校時間内と家庭学習に分かれており、年間最大18回のレッスンを実施し、生徒のレベル差に対応したアダプティブラーニングやスピーキングテストによる英語力定着の把握など、特徴的なプログラムが、取り組まれています。

品川区、渋谷区もマンツーマン授業を取り入れています。

実際に生徒からお話を伺うと、「ゆっくり話してもらおうと聞き取れることが多く、楽しく話せるようになった」、「一人一人のレベルに合わせて異なるレッスンを行うので取り残されることなく、また人前で恥をかく心配がない」、「リスニングの練習になった、英検の二次対策になった」、そして担当課からは成果として、英検の二次試験、スピーキングテストともに全校でスコアアップ。

授業内で必須にし、長期休暇中の宿題にするなど、生徒の自主性ではなく、強制的に英語を話す環境をつくり出した。

スピーキングテストを年3回実施し、生徒自身が自分の学習成果をテストという結果で見ることで自信につながっている。

また、スピーキングテストを実施することで英検の受験率がアップ。

背景に生徒自身が、「これなら受かる」という自信がついてきて、英検の受験率、合格率も伸びてきている。

不登校の生徒、特別支援学級の生徒にもアカウントを付与し、全員が自分のレベルに合わせて学習ができています。

そこでお伺いいたします。

本区でも端末を活用し、授業でのマンツーマンオンライン英会話の導入、拡充を検討してはいかがでしょうか。

また、オンライン英会話は自宅からの参加も可能なため、不登校の生徒にとっても英語学習の機会の一つとなると考えます。

不登校の生徒へのオンライン英会話の導入も検討してはいかがでしょうか、併せて伺います。

次に、障がい児の登下校支援についてです。

近年、肢体不自由や医療的ケア児も、支援員の配置等により知的障がいがいなければ通常の学級へ通学するケースが増えています。

しかし、通学における移動困難が依然として大きな課題です。

特に中学校進学後、通学距離が延び、バスや電車の利用が避けられない地域もあります。

例えば、私の住む岩本町・東神田地域から神田一橋中学校への通学は、徒歩では30分以上かかり困難で、公共交通機関の利用が必須となっております。

麴町中学へ進学したらなおさらです。

本区では、特別支援学級の方は、中学になっても手厚い送迎支援がありますが、通常学級に在籍する障がい児への支援は、福祉タクシーや移動支援事業はありますが、いずれも限度があり、保護者は不安を抱えています。

そこでお伺いいたします。

特別支援学級へ通う児童に対する支援と同様、通常学級に通う障がい児に対しても、登下校支援の拡充を検討すべきと考えます。

区の見解をお聞かせください。

以上、重点支援地方交付金の活用について、小中学校におけるネイティブ人材の活用について、障がい児の登下校支援について質問させていただきました。

区長、教育長並びに関係理事者の前向きな答弁を期待し、私の一般質問を終わります。
ありがとうございました。

議長／教育担当部長。

教育担当部長／米田議員の御質問にお答えいたします。

初めに、ネイティブ人材の活用についてですが、区立の小中学校では、全校にALTが派遣され、授業でネイティブの発音に触れられるとともに、日常的な関わりの中でも、英語によるコミュニケーションの機会が設けられています。

また、オンラインによる英会話は、御指摘いただいたとおり、区立中学校で希望者を対象に実施され、授業にも取り入れるなど、英会話の機会拡充を学校と連携して進めているところです。

そうした取組成果の一端は、全国学力・学習状況調査においても表れてきており、平均正答率が国や都を大きく上回っています。

また、英語の学力的には高い状況がある一方で、苦手意識から、英語を好きではない生徒が多くいることも、意識調査から読み取れています。

教育委員会としては、ネイティブ人材の配置拡充により、日常的な関わりを増やすことや、授業においては、不登校生徒も参加できる、オンラインを含めたマンツーマン英会話の機会創出に努め、さらなる英語コミュニケーション力の向上を図ることで、英語好きな児童・生徒を増やしていきたいと考えております。

次に、登下校支援についてですが、御指摘のとおり、特別支援学級への登下校は送迎支援を実施しておりますが、通常の学級への支援までは対応しておりません。

肢体不自由のある児童・生徒に、移動の困難さがあることは認識しており、今後、障がいの程度や状態に応じた登下校支援の在り方について、福祉や医療の関係機関とも検討してまいります。

議長／政策経営部長。

政策経営部長／米田議員の重点支援地方交付金についての御質問にお答えします。

収入見込み額につきましては、議員御指摘のとおり人口や物価上昇率等を基礎として算定された額として、約2000万円、詳細には2083万8000円が本区への交付限度額として配分されております。

現段階で活用方法について決定しているか、との御質問ですが、本交付金の趣旨から早期に取り組むことが求められていると認識している一方で、まずは、趣旨を同じくするギフトカ

ードの配付事業を着実に進め、実行させていただきたく、活用方法は検討中であり、実施計画の提出は、第2回を予定しています。

効果的な事業検討をしていくこと、事業検討によっては、予算について柔軟に対応すべき、とのお尋ねがございました。

交付対象事業としましては「令和7年度予算に計上され、実施される事業」または「令和7年度予算に計上された予備費により実施される事業」という認識をしており、議員の御指摘も踏まえ、重点支援地方交付金の目的である物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援に向けた、より効果的な施策を実施できるよう検討を進めてまいります。

また、実施する事業によるところではございますが、予算の確保につきましても適切に検討してまいります。

引き続き、物価高騰から区民の皆様の暮らしを守るため、最優先課題としてその対策を講じてまいります。

議長／議事の都合により休憩します。

＊ 休憩中 ＊

議長／休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

22番桜井ただし議員。

桜井議員／令和7年第2回定例会において千代田区議会自由民主党議員団の一員として一般質問をいたします。

阪神淡路大震災から30年、東日本大震災から14年が経過をいたしました。

近年の災害を見ると昨年1月の能登半島地震、8月の宮崎県日向灘を震源とするマグニチュード6.6、最大震度5弱の地震が発生をいたしました。

特にこの時は初の南海トラフ地震臨時情報が政府から出されたこともあって、私も、いよいよ来たかなと、大変驚いたところでございます。

また、地球温暖化の影響により、毎年6月、7月には九州、沖縄県地方を中心とした豪雨災害が発生し、風水害や土砂災害が過去にはないほど、頻繁に起きています。

能登半島においても、昨年9月に線状降水帯の発生による豪雨で河川の氾濫や土砂災害が起り、地震で被害を受けた方への仮住宅にまで浸水被害をもたらせ、大きな衝撃となりました。

私も議会の中で今までに何度も災害についての質問をしてきましたが、災害対策はこれで完全ということではなく、常に区民の皆様の安全安心を求めていく姿勢が大切だと感じています。

本区においても首都直下型地震がいつ起きてもおかしくないと言われる中、区では地震や豪雨などの自然災害だけでなく、広く人的災害にも対応するための新たなシステムとして、千代田区総合防災システムを本年4月に発表されました。

これは災害時の様々な情報を集約し、地理情報とあわせて発信できる機能のほか、ライフラインや鉄道の運行情報、気象情報など膨大な情報がリンクされており、災害時の情報収集には非常に役立つと考えられております。

そこで、まずは新たな千代田区総合防災システムと従来の防災施策との違いについてお答えください。

このシステムは千代田区が発信する様々な情報を一元的に得ることができるとともに、さらにアプリを使用することによって、どこにいてもスマートフォンを通してリアルタイムに情報を得ることができるというもので、大変便利に使用できると思います。

また、一度アプリをダウンロードしておけば、区からの防災情報もプッシュ通知で届き、その後の対応につなげることができます。

今まで区の災害情報の収集手段は主に電話やMCA無線でした。

また、区民への情報発信の手段は防災行政無線、防災ラジオ、安全安心メール及びSNSでした。

「防災行政無線の放送内容が聞き取りにくい」多くの区民の皆さんからお叱りを受けてまいりました。

音量を上げると今度は「うるさい」とオフィスからクレームが入りました。

そこで登場したのが防災ラジオでしたが、アナログに頼ることで有事にしっかりとした対応がとれるのか疑問に思いました。

さて、今まで行政もこれらの手段で得た情報を基に災害時の対策、対応を判断してきたわけですが、今回、システム化によって災害時の情報を一元化して迅速な対応が可能となったと聞きます。

また、このシステムによる災害対策本部訓練を本年、早々に行ったと聞きますが、訓練の内容、現状の課題及び今後の対応などについてはいかがでしたでしょうか。

お聞かせください。

第50回の千代田区民世論調査では「災害が発生した時に特に知りたい情報は何ですか」との問いに対し、80%半ばの人が電気、水道などのライフラインの情報と答えています。

続いて、被害の状況、災害の規模や気象情報、家族や知人の安否情報、道路や鉄道の状況、避難所などの開設状況と続き、幅広い様々な情報が求められていることが分かります。

今までは様々な情報をネットで取得する際に、それぞれのコンテンツにつながる事業者にアクセスする必要がありました。

しかし、災害時の様々な課題を1つにまとめた千代田区防災ポータルサイト、防災アプリでは、災害時に必要なコンテンツが整理されていて、簡単に知りたい内容のコンテンツに到着することができます。

そこで、伺います。

千代田区防災ポータルサイトにも、防災アプリにも、それぞれに膨大な情報がリンクされていますが、果たして区民の皆様にとって使いやすいものになっているのでしょうか。

お答えください。

防災ポータルサイトの先駆者として知られる渋谷区さんの例をとってみると有事の情報を4つの事項に分類し、分かりやすく項目も選びやすくしています。

そこから得られるものは千代田区とほとんど変わらないのですが、リンク先に行きつくまでのアクセスに工夫があるようです。

今後、区民の皆さんの声を聴く中で改善を重ね、よりよいものになっていくものだと思いますが、区として今後の防災ポータルサイトに対する考え、在り方についてお聞かせください。区民の皆さんには災害が起きる前に準備をしておくこと、また、災害が起きた時に迅速、正確に活用するために必要なことを整理しておくことが必要です。

区民の皆様への周知はパンフレットを配るだけで終わらせてはいけません。

様々な機会を利用して使い方などお一人お一人に丁寧に説明していくことが大切だと思いますが、今後、防災ポータルサイトや防災アプリをどのように周知していくのか、区のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

私は以前より、区の災害対策において最も大切なことは、災害時に様々な情報を正確かつ迅速に区民に伝えることだと申し上げてきました。

今までに何度もこのことを質問してまいりましたが、私が考える防災センターとは、災害時にディスプレイ上の地図において、どこで何が起きているかを区長をはじめ災害対策本部の皆さんが確認することができるようにするものです。

そこでは、区内の道路状況についてはライブカメラの映像を通して見ることができたり、様々な情報を確認しながら指示を出す場所であります。

今回の千代田区総合防災システムの中では、残念ながら対応することができませんでした。今後、ライブカメラが整備されて千代田区内の主要道路や主要な交差点、千代田区内の避難場所、ＪＲやメトロの主要駅など、これらのライブ映像がリアルタイムで配信されることができれば、ポータルサイトの活用もまた大きく変わってくると思います。

また、これらの情報は災害対策本部で検討する上においても大変重要なものになると考えますが、今後の取得に向けた考えをお聞かせください。

次に、地域の防災リーダーの育成について質問をします。

昨年1月の能登半島地震で、現在の日本が抱える大きな課題として浮かび上がったのが少子高齢化でした。

能登半島地震、能登半島の地域はとりわけ深刻な過疎と少子高齢化が進んでおり、少子高齢化が災害対策に与える影響が非常に大きいことが分かりました。

まず、高齢化によって自助ができない人が増加していること。

そして、共助ができる人が減少しています。

その結果、公助にあたるべき自治体の職員の多くが自助と共助をせざるを得なくなり、結果的に公助も機能しなくなりました。

本区の人口推計においても、高齢者の人口は、現在の1万人程度から、30年後にはその倍の2万人となり、一方で、年少人口は1万人程度で推移すると見込まれています。

こうした中、今後、地域防災力の維持・向上を図るためにも、子供たちの防災教育を進める必要があります。

地域の防災リーダーの育成事業は、将来の災害対策を考える上で極めて重要な施策ではないでしょうか。

区のお考えをお聞かせください。

さて、千代田区の小学校、中学校、中等教育学校においては、防災に対する知識の習得やスキルを高めることにどのように御理解と対応をされているのでしょうか。

まずは教育委員会にお尋ねします。

地域や学校などで防災活動に参加したり、ハザードマップなどの様々な防災マップの見方、自分の住んでいる地域の危険個所の把握と対応、有事の際の持ち出し荷物、災害用伝言ダイヤルの使い方、消火器やAEDの使い方、救命講習への参加などなど、災害に関するものだけでも数多くあります。

国や東京都においても防災力のアップにつながるための、地域防災リーダーの育成に力を入れてきました。

私たち千代田区においても、やる気のある子どもたちに門戸を広げてあげて考えることを考えてみてはどうでしょうか。

地域に防災リーダーを育てることは今後の災害対策を考える上で極めて大切なことです。

若者や女性の参加と多様な層からのリーダーを育成することはとても有意義なことです。

そして、このことが防災力の強化につながるのです。

区として防災力の強化につながる防災リーダーの育成についてお考えをお聞かせください。

以上、千代田区総合防災システムと防災リーダーの育成について伺いました。

明快な答弁をお願いし、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

議長／教育担当部長。

教育担当部長／桜井議員の区立学校における防災に関する取組についての御質問にお答えいたします。

児童・生徒一人一人の防災に関する意識を高め、確かな知識に基づいて、自分の命を守り、身近な人を助け、さらに地域に貢献できる人材の育成が大切であるという認識の下、区立学校において防災教育を実施しております。

具体的には、社会科での防災施設見学、東京都の「安全教育プログラム」に基づいた安全指

導や「防災ノート」、「東京マイ・タイムライン」を活用した災害発生時の準備や適切な行動など、様々な学習の機会を設けています。

教育委員会といたしましては、区内消防署とも連携した、効果的・実践的な防災教育の実施を、引き続き各校に働きかけるとともに、児童・生徒一人一人が危険を予測し回避できる力を身に付けられるよう、防災知識の習得やスキル向上に向けた取組のさらなる充実を図ってまいります。

議長／行政管理担当部長。

行政管理担当部長／桜井議員の、災害対策と地域の防災リーダーの育成に関する質問にお答えいたします。

まず、千代田区総合防災情報システムと従来の防災施策の違いについてです。

区ではこれまで、電話やMC A無線を用いて情報を収集し、紙やホワイトボードでその情報を整理し、災害時の対応を判断してまいりました。

今般、システム導入により、被害の様子や対応状況をディスプレイの地図に視覚的に表示することで、災害情報をリアルタイムで一元管理し、迅速な状況把握が可能になりました。

また、出張所など離れた場所でもシステムを通じて円滑に情報共有ができるようになり、情報伝達や整理に係る業務の軽減が図られます。

次に、災害対策本部運営の訓練についてです。

今年1月、総合防災情報システムを活用し、警察・消防・自衛隊等関係機関と連携した災害情報の整理及び把握、意思決定の手続を確認しました。

今後は、システム操作の習熟や関係機関との連携強化をめざし、マニュアル等の整備を進め、より実践的な訓練を実施し、職員の練度を高めてまいります。

次に、防災ポータルサイトの利便性や周知についてです。

防災ポータルサイトや防災アプリは、災害時の情報発信の要諦となるため、区民に知っていただき、普段から災害時の備えとして使っていただくことが大切です。

そのため、サイトの画面構成は平常時と災害発生時で分け、情報の優先度合やデザイン等を工夫し、見やすいものとなるよう心がけました。

引き続き、様々な御意見や他の自治体を参考にしながら更新してまいります。

また、周知につきましては、これまで広報紙への掲載のほか、出張所での会議や消防訓練など様々な機会を捉えて周知をしてまいりました。

郵便局との連携協定による郵便ポストへの二次元コードの掲示など、一層の周知を図ってまいります。

次に、ライブカメラ映像の活用についてです。

災害時に、駅や主要道路等に設置のライブカメラを活用し、現地の情報を映像で収集することは、SNS情報等を含め、とても重要と考えています。

今後、導入に係る課題整理や具体的な活用方法等について検討してまいります。

次に、子どもたちへの防災教育についてです。

議員御指摘のとおり、今後高齢化が進む中、地域防災力の維持・向上を図るためには、子どもたちへの防災教育の重要性が高まっているものと認識しています。

そのため、9月に開催予定の防災フェスタでは、子どもや子育て世代を対象に、ステージイベントや体験ブースを通じて、楽しみながら防災知識を学んでいただくとともに、防災アプリの普及や地域防災の知識を高めていただく展示も行なってまいります。

次に、多様な層の防災リーダーの育成についてです。

これまで実施してきた「ベビーキッズ防災講座」や「未来の防災リーダー養成講座」については、今年度は防災フェスタと同時開催とし、事業の活性化を図っていきます。

若者や女性を含め多くの区民の皆様に参加していただくことで、連携意識の醸成を図り、地域防災力の強化につなげてまいります。

議長／桜井ただし議員。

桜井ただし議員／自席より再質問をさせていただきます。

今の御答弁ありがとうございました。

今回、千代田区として作られた総合防災システムの運用の中で、ライブカメラを活用した、映像というものを活用をするということはとても大切だということを言っていただきましたので、非常に私自身としても安心したところです。

現状として、現在作られているアプリには、東京ガスだとか東京電力だとか、映像はあるんだけど、それはもう先様の業者さんの映像なので、我々が思っている場所の映像とは違うわけですね。

ですから、そういう面では、この映像を重要だと思って使っていただけるということについては、一定の方向性が私も今までそれをずっと訴えてきましたので、非常にありがたいと思っています。

質問なのですが、昨日のほかの議員の方からの質問の中でも、この千代田区役所の上には150メートルのところに防災カメラがあると。

映像を見て判断できる、そういった貴重なものだというようなやりとりがありました。

ただ、防災カメラというのは、たしか三・一一のときも、公共内の広場に帰宅困難者が集まり始めたとか、せいぜいそんな程度であって、麴町大通りの渋滞情報がどうなのかとか、白山通りがどうなのかとか、靖国通りがどうなのか、そんなようなことというのは、あれでは見えないんですよね、見えない。

ぜひ、そういう中からも、このようなライブカメラを活用とした防災システムをつくっていただきたいと思うのですが、課題として、何が問題なのか、なかなか、今回、そういう御答弁をいただいたので安心したんですけども、どんな課題があって、なかなか、そのライブ

カメラについての、先に進まないのか、そこら辺のところで区として思っているものがあれば、お聞かせいただけますか。

議長／行政管理担当部長。

行政管理担当部長／桜井議員の再質問にお答えいたします。

現在使っている高所カメラ、屋上カメラにつきましては、区の持ち物ということでございますので、今、実際にそのカメラの映像というものは、発災時、災害対策本部でも活用しているところでございます。

一方、主要な道路に設置しているライブカメラにつきましては、区の所有物ではない、ただ、一般に公開されているものの映像でございます。

発災時にその映像がしっかりと機能しているのかどうか、そのWi-Fi、電源含めて、そういったライフライン、インフラもしっかりとできるのかどうかにつきましては、課題と思っております。

今後、所有されている業者、所有者につきまして、接触いたしまして、そちらのほうに、課題解決に向けて今後、検討してまいりたいと考えております。

議長／次に、3番、のざわ哲夫議員。

のざわ議員／令和7年第2回定例会に当たり、日本維新の会議員団の一員として一般質問を行います。

では、私からの大きな質問は、3つございます。

質問1、自動運転について御質問させていただきます。

我が国における急速な少子・高齢化の進行により、生産年齢人口は、既に1995年をピークに減少に転じ、総人口も2006年をピークに減少に転じております。

日本全体が抱える大きな課題「少子化」は、東京が最も深刻です。

昨年、1人の女性が生涯に産む子供の数に相当する合計特殊出生率は、過去最低だった前年の1.20を大幅に下回る1.15となり、東京は最下位。

唯一1.0にも届かない0.96まで落ち込んでいます。

この日本の少子高齢化、人口減少下でも千代田区民1人当たりの行政サービス向上を実現するためには、行政のロボット化が急務であり、自動運転実現も急務であると考えます。

現在、千代田区内の方々と、地方自治体で自動運転実証実験の実績を有する区内大学研究所（大学研究所と呼ぶ）の方々とで、次のような話が煮詰まってきたようです。

千代田区内には、千代田区が連携している大学が12校あり、WEBで千代田区大学で検索すると、相当数の大学があります。首都直下地震が発生比率が高い数字で、予測の下、ドローンで活用した対策等々、先進的な取組は、大切です。

能登地震の際も、道路が遮断されているのだから、ドローンの活用は皆さんが考えるところでありながら、結局、民間のドローンがようやく活用されたのが実情であります。

大学研究所では東京都文京区に本部を置く国立大学開発交通流シミュレーターをベースにリアルタイムで千代田区内の各道路の事情を映し出すシステムの構築を行っています。

これにより、千代田区内のどこにドローンを送り、着陸させればよいか、A I で求めるシステムを構築しつつあります。

道路が遮断されれば、障害物を除去する作業が必要となりますが、これには自動清掃車を送るとよいです。

そして、警護・見回りロボットで多くの被災者を救うことも期待されます。

このようなことを想定し「大学研究所」では、研究室に自動清掃車の模型、見回りロボットの模型を走らせ、既に検討を進めております。

以上から、非常時にドローン、被災者救済ロボット、清掃車改造障害物除去車が十分に機能するよう、平時から陸海空の自動運転先端技術活用を実現に向けて、千代田区内の英知を集めようではありませんか。

ちなみに、ドローンに関する法規は、航空法・道路交通法・民法など複数の法律、複数の省庁が関与して決まっています。

それによりますと、次のところは飛行禁止です。

(1) 皇居およびその周辺(丸の内辺り)、(2) 国会、首相官邸など永田町地区、(3) 主要道路(日比谷通り、桜田通り、国道17号、20号、246号など)の上空、(4) 鉄道、(5) 高度150メートル以上の空域、日本の大手マスコミ等の報道によりますと、アメリカ大統領は、本年日本時間の6月22日午前11時過ぎからホワイトハウスで演説し、「アメリカ軍はイランの3つの主要な核施設を標的とした大規模な精密攻撃を行った」と述べました。

また、イランの対応次第で、さらに攻撃を続けると警告しました。

このアメリカのイランへの攻撃から、日本の安全保障、安全安心の定義が、変わりました。人工衛星からの映像は雲の影響を受けますが、風の影響はなくドローンの持つセキュリティーの問題はないので、相互補完的に使うとよいと思います。

その上で、皇居、市ヶ谷防衛省から、半径数キロは、全面的ドローン禁止継続ですが、それ以外は、新しい安全安心の定義で、ドローン使用を等々、このドローンに関する法規を、6月22日午前11時過ぎからの日本の安全安心の定義に基づいて、変更することを区議会で決め、都議会と霞ヶ関と調整することが必要になると問題定義として発言させていただきます。

日本政府は、地方創成に自動運転が有効と考え、多くの予算を投入したにもかかわらず、福井県の永平寺、茨城県の境町の2例しか実装されていません。

「この2例とも、関係者にはとても頑張っていただきましたが、疲弊している地方ではメンテナンスが大変ということでもあり、一部には、自動運転に対し、少し冷めた雰囲気すらあ

るという見方をする方もいらっしゃるそうです。」

「大学研究所」の技術グループでは他を圧倒する最適制御技術、機械学習技術を開発しており、その技術を研究室で披露できる状況にあり、すぐにでも、まずは自動清掃車、見回りロボットの実証実験ができる状況にあります。

これが実現されれば、相当の経費節減となります。

また、これらの技術は、現在困難な小型ドローンの安定性向上にも寄与します。

今や、自動運転もハードよりもソフトの時代です。

すなわち、自動走行車があれば、ソフトを入れ替えるだけで上記のことが、20年後の話ではなく、本日からでも実現できます。

自動走行清掃車を元に、障害物を除去する自動障害物除去車に仕立てる、交通流シミュレーターの機能向上、非常時に通信が機能しなくなったときの対応、自動走行車で国内外の方々を千代田区の象徴でもある、神保町地域、秋葉原地域、神保町と秋葉原を結ぶ地域、世界に類を見ない古書店街、電気街、スポーツ店街、楽器店街等々のみならず、千代田区のすべての地域を案内するための街の駅などの構築等々、こういった課題別で千代田区内の大学、あるいは、希望するところの大学は千代田区以外も拒まず、千代田区内外からの大学の英知を集めようではありませんか。

そして、これはある意味、日本で最も恵まれている千代田区内だけで享受することなく千代田区モデルとして、千代田区以外にも、東京都にも、地方の津々浦々まで、広げていき、最終的には自動走行車で、ひいては、自動運転先端技術の3要素、巡回警備、道路清掃、人と物の移動で、地方創成にも寄与していこうではありませんか。

それが、千代田区だからできるのです。

では、以下大きく4つ質問させていただきます。

1つ目の質問として、千代田区都市計画マスタープランに鑑み、自動運転先端技術には3点、巡回警備、道路清掃、人と物の移動があります。

これらの実現と運用の効率化を目指し、区はこの3点を組織的に統合利用するべきと考えますが、区の見解をお伺いします。

2つ目の質問として、自動運転先端技術を活用したサービスの効率的・効果的な展開には、巡回警備、道路清掃、人と物の移動に関するデータを取得して利用するだけでなく、この3点とは一見関係のないデータも取得して、分析・利用しないといけません。

そのために、3点がそれぞれに独立してデータを分析するバックアップオフィスをつくるのではなく、これら全てに関わるデータを自動運転遠隔監視・支援室（データー・センター）に集約し、統合、交換、関連させて、より利用価値の高いデータ連携にして、データ活用をする仕組みとプラットフォームが必要だと考えますがいかがでしょうか。

これは、世界で初めての試みです。

強く要望いたします。

また、国道には、信号機や交差点近くの鉄柱などに、交差点における道路交通状況等を検知

し、自動運転や遠隔監視室に情報提供する「路車協調システム」等が存在します。

そこで、国道をはじめ、区道も都道も、全て同じデータ解析の仕組みの中で、自動運転先端技術を活用できるプラットフォームをつくるため、区道及び都道についても、国に準じて同様のシステムを整備してはいかがでしょうか。

区の見解をお伺いいたします。

3つ目の質問として、地上走行が困難な災害時の情報収集について、区ホームページに掲載のとおり区はN T T東日本の協力を得て、ドローンを活用した災害時の道路通行可否等の調査手法の検証を実施していますが、国においても「ドローン自律飛行システムの震災時被災状況把握手段としての活用の可能性について」等、各種論文によって、災害時のドローンの有効性が報告されており、これらの報告によれば、ドローンは災害時の道路状況等の把握に有効だと考えます。

区が災害時・非常時に、ドローンや、被災者救済ロボット、清掃車を改造した障害物除去車等々の新技術について、平時から区内の英知を集める等の計画を考えているかも含め、本格活用する実現可能性は、どのレベルまで来ているのでしょうか。

区の見解をお伺いします。

4つ目の質問として、自動運転先端技術を区が研究することは、区民の皆様には大きな恩恵を享受していただけるテーマだと思います。

一方で、区内大学では、既に6つの大学で自動運転先端技術を研究されているそうです。

区は、区内大学と連携協力する際、それぞれ個別に大学と行っていますが、区が自動運転先端技術をテーマに、研究中の区内大学を統合すれば、自動運転スキルを活用した研究課題の分担及び自動運転分野における、教育・研究の向上や、人材育成、政策立案など、様々な連携が進むと想定できます。

統合の連携に当たっては、優秀な専門的人材の登用も必要だと考えますが、区として大学側に積極的な協力を求めることで、研究に関わる区内大学や区外大学からも多様な人材を集めることが期待できるのではないかと考えます。

外濠、日本橋川の水質浄化等に関するプロジェクトは複数大学が連携して始まり、その後、東京都や千代田区に働きかけてプロジェクトを成功に導いていると認識していますが、幅広い研究者たちが区とともに新技術の研究に携わることで、世間の注目を浴び、区内大学評価が高まり、先生、生徒、様々な方々が区内大学周辺に集まり、区内大学周辺の商店街、地元のお店で消費が増え、区内の経済活性化にも寄与できると思います。

また、自動運転のみならず、防災や、データサイエンス分野等々、区と大切な区民の皆様には大きな恩恵を与える様々なテーマについても同様の効果が期待できます。

こうしたことから、区が大学を統合しながら連携を図ることが、相互発展してはどうかと考えますが、区の見解をお伺いします。

質問2、落雷対策について、以下3点御質問させていただきます。

私は落雷対策について、主に人命の観点と情報システムの観点から質問をさせていただきます。

ます。

(1) 教育現場における落雷対策について伺います。

近年、全国的に落雷被害が顕著になっており、本年4月に奈良県内の高等学校において落雷により6名が被害に遭いました。

雷は従来、避雷針や高層建物によってある程度防ぐことが可能とされてきましたが、最近では「どこに落ちるか分からない」という声も専門家の間で聞かれるようになっております。特に、学校の校庭やグラウンドなどの開かれた場所では、避雷の可能性も十分にあるのではないかと危惧しております。

つきましては、区立の小中学校において、雷雨のときの避難マニュアルや屋外活動時の基準、さらには避雷設備の設置状況とその機能性について、どのような現状把握と対策が講じられているのか、区の御見解をお伺いいたします。

(2) 次に、公園や公共施設における落雷対策について伺います。

千代田区には多くの公園や広場が存在し、多くの区民や来訪者が憩いの場として利用されています。

これらの場所にも比較的大きな構造物が存在することがありますが、雷災害に対する備えは十分なのでしょうか。

学校ほどの緊急性はないかもしれませんが、不特定多数の方が集まる公共空間において落雷被害が発生した場合、その影響は甚大です。

少なくとも人的被害のリスクを軽減する措置として、避雷設備の点検や補強など、具体的な対応が必要と考えます。

区内の公共施設、公園等における避雷対策の現状と、今後の改善・変更の予定についてお答えいただければと存じます。

最後に、情報システムに対する落雷被害とその対策について伺います。

昨年12月、石川県内のホテルに雷が直撃し、パソコンや電気設備が大きな損傷を受け、復旧までに数週間を要したという報道がありました。

千代田区においても、区役所や各施設には、破損してはならない重要なデータや区民対応の窓口が存在しているはずです。

万が一、雷による電力設備やネットワーク機器の損傷が発生した場合、区民生活に多大な影響が及ぶことは避けられません。

このようなリスクに対して、区として各施設における雷災害対策の総点検を行い、特に重要なシステムについては、避雷・過電流防止のための整備を進めていくべきと考えますが、いかがでしょうか。

また、ドローンの活用を考える、つまり、ドローンを飛ばし、落雷位置を制御。

これも交通流シミュレーターを利用すれば、現在、どこに位置に落雷させればよいか分かります。

専門家数人おればできます。

千代田区と大学連携のテーマ解決で実現可能性あります。

こちらはいかがでしょう。

質問3、桜の老木の植え替えについて、以上1点御質問させていただきます。

(1) 千代田区のさくらまつり、桜の木は千代田区にとり大切なもの、これからも、子供たちに残し繁栄させるもの。

区のホームページにさくらまつりのさくらの名所を巡る、4つのモデルルートがありますが、その桜の木の見える化、つまり、どこに、どの樹齢の木があり、合計何本植わっているかを区で全て把握して、ドローンで撮影させ、機械学習で桜の木の年齢等に見える化はいかが。

樹齢的に年を超えた桜の木は、老木として植え替えをする、そして、毎年、開花桜の状況を常にどのような、どう最高の状況で維持するか、計画的にメンテナンスする方法を考える。

開花桜の最高状況の計画的メンテナンスを千鳥ヶ淵緑道からしてはいかがでしょう。

以上、区長、教育長、並びに関係理事者の皆様には明快かつ前向きな御答弁をお願いできましたら幸いです。

以上をもちまして、令和7年第2回定例会、日本維新の会議員団の一員としての質問を終わります。

皆様、どうもありがとうございました。

議長／教育担当部長。

教育担当部長／のぞ議員の教育現場における落雷対策に関する御質問にお答えいたします。

雷雨時の屋外活動の基準等については、御指摘の奈良県などの事故を受けて、「落雷から子供を守る教員のためのフローチャート」が東京都教育委員会において策定されました。

区立学校においては、この東京都のフローチャートに基づき、屋外活動前に雷注意報の有無を確認し、注意報がある場合には、屋外活動を原則中止することとしております。

また、屋外活動中には、随時空の様子を観察するとともに、雷鳴や雷光が確認される場合には、すぐに活動を中止し、安全な校舎などの建物内に避難させることとしております。

そうした、避難する校舎等の建物については、建築基準法に基づき、落雷に伴う電流を安全に地中に流す避雷設備を設けている状況でございます。

議長／地域振興部長。

地域振興部長／のぞ議員の区が大学を統合しながら連携を図り、相互に発展を目指してはどうかとの御質問にお答えいたします。

これまで、区と大学の双方が課題やその解決の方向性を共有する際には、それぞれ個別に連

携協定を締結するなど、協働の取組を推進してまいりました。

また、大学側の自主的な研究についても、関係部署の関与を経ながら、千代田学として研究を支援してきたり、実証実験等への協力や情報共有を図ったりしてまいりました。

区が、大学を統合しながら連携を図ることで、自動運転のみならず、防災やデータサイエンス分野等々で課題を解決していくことは大変意義のあることだとは認識してございます。

しかしながら、こうした「統合的連携プロジェクト」を区が推進するには、マネジメント手法やノウハウはもとより、組織体制や専門的人材、さらには資金面での課題もあることから、現時点では考えてございません。

議長／環境まちづくり部長。

環境まちづくり部長／のぞ議員の自動運転に関する御質問にお答えします。

少子高齢化など社会経済状況が大きく変化する中、自動運転の技術は、都市部を中心に慢性化している交通渋滞、高齢者等による交通事故、免許返納に伴う移動手段の確保、公共交通や物流業界におけるドライバー不足、環境負荷の低減などの様々な課題解決に寄与するものであり、区としても早期に導入に取り組む必要があるものと認識しています。

まずは、職員の人材育成の観点からも、運転主体がドライバーであるレベル2での実証実験の導入を検討し、自動運転の課題を区として整理をしてまいります。

その後は、車載センサーで検知が困難な道路状況を検知し自動運転車両に情報提供を行う路車協調システムなどの導入やプラットフォームの在り方などについて調査研究を進めてまいります。

議員御指摘の巡回警備、道路清掃、人と物の移動など、新たなモビリティについても、今後の課題として受け止め、研究を深めてまいります。

自動運転の最新先端技術の動向を注視するとともに、東京都と緊密に連携を図りながら、区の職員の知見やノウハウを蓄積しつつ、今後の区政課題の解決に自動運転技術をつなげるための取組を進めてまいります。

続いて、桜の老木の植え替えに関する御質問にお答えいたします。

区が管理している桜に関する取組は、これまで再生計画に基づき、毎年樹勢や活力度の調査を実施することで見える化し、この結果を踏まえ剪定や土壌改良など、適切な維持管理を行い、樹勢の回復に努めてまいりました。

近年、老木化が進行しているため、令和5年度に区内の13か所において桜の更新計画を策定し、これに基づき順次、桜の植え替え等を進めており、代官町通りについては既に完了しております。

御指摘の千鳥ヶ淵緑道につきましては、今年度、実施計画を策定し、今後植え替え等を行ってまいります。

また、御質問の4ルートの桜につきましては、国有地や民有地も含まれることから、環境省

や宮内庁などこれらの関係者が出席し定期的開催している「区の花さくら連絡会」などの場を通じて、緊密に連携を図りながら、ドローン等の最新技術の活用も研究し、日本を代表する千代田区の名所の桜を後世に継承していけるよう着実に更新などの取組を進めてまいります。

議長／財産管理担当部長。

財産管理担当部長／のぞ議員の落雷対策の御質問のうち、公園や公共施設、情報システムにおける落雷対策についてお答えいたします。

建築物や公園の工作物の落雷対策につきましては、建築基準法で避雷設備の設置が定められており、その構造については日本産業規格で決められています。

これに基づき、落雷によって生じる電流が、建築物などに被害を及ぼすことのないよう、避雷設備を設置し、適切な対策を講じております。

また、周辺の電柱等への落雷により電線を通じて施設内に電流が流れ込み、電気設備や情報システム等に被害が及ぶことを防ぐため、建物内には避雷器も設置し、対策を実施しております。

さらに、公園等の利用者に対しては、安全安心メールや防災アプリを通じ、雷注意報の周知に努めております。

しかしながら、落雷を完全に防ぐことは難しいことから、議員御指摘の点も含め、新たな技術の動向も注視しながら、引き続き、適切に対応してまいります。

議長／行政管理担当部長。

行政管理担当部長／のぞ議員の御質問のうち、災害時のドローンの活用に関する質問にお答えいたします。

本区は人口集中地区に該当することから、原則としてドローンの飛行は国土交通大臣の許可が必要となります。

また、小型無人機等飛行禁止法により、国等の重要施設及びその周辺でのドローン飛行は制限されています。

さらに災害発生時には、緊急用務区域となる可能性が高く、その空域では自衛隊、警察、消防等のヘリコプターの飛行が優先され、ドローン飛行が原則禁止となります。

そのため、災害時に区内の公道上でドローンを飛行させることは困難と考えており、現行法上においては、ドローンなどの新技術の活用に向けた計画を策定する予定はございませんが、災害時のドローンの活用可能性については、引き続き研究を続けてまいります。

議長／次に、4番、小枝すみ子議員。

小枝議員／令和7年第2回定例会にあたり、一般質問をいたします。

大きな一点目です。

官製談合事件の背景に何があったかについて伺います。

千代田区官製談合事件が発覚して、1年半が経とうとしています。

まず初めに、あらためてここで質問をする意図を申し上げておきたいと思います。

私は既に捜査が終わった案件について再捜査すべきだとか、罪を償うべきだと言っているわけではありません。

他の自治体あるいは行政組織でも見られるように、関係した者の命に関わる問題であり、これ以上の犠牲者を出さない、そして職員が安心して働けるようにするためには、事実をしっかりと明るみにする必要があると考えています。

ここで重要なのは、元部長のみならず、関与せざるを得なかった全職員が、千代田区という組織の犠牲者なのだという事です。

場合によっては、本人とその家族までもが「心のケア」を必要とする対象なのだという事です。

千代田区の上層部は、この組織ぐるみということが濃厚となる中で、職員を処罰できる立場にはありません。

ところが、千代田区長は、副区長の関与をなかったことにすることで、この問題の矛先を内部告発者であった元部長と議員との個人的な人間関係の問題にすり替え、組織の怒りが元部長に向かうよう作り上げてしまいました。

私は、そのことが一番許すことができないのです。

私は、岩田議員の閲覧申請にならって、東京地検に3回閲覧申請をし、3日間、6種類の閲覧をすることで、さらにその思いを強くしました。

千代田区の官製談合が、その体制がいかに強固で、日常化したものであるかがよく分かりました。

もし、元部長が内部告発し、自供することをしなかったら、現在でも変わることなく、巧妙に情報漏洩を行い、それがボスたる議員の「パワーの源」となり、そのパワーをよりどころとして、行政と異なる意見、情報を持つ区民・議員を排除し、質問を封じていく、このやり方が今この時も続いていたことは疑いありません。

区民にとってはいかに不幸なことであるかは後で述べます。

ここではまず、以下についてお答えください。

1、樋口区長体制の中でも、官製談合は行われていたのでしょうか。

2、今回の事件は、内部告発によらなければ明るみにならなかったわけですが、明るみにならなければ良かったと思っているのかどうか、区長の御認識を伺います。

3、逮捕により表面化したのは1年半前、令和6年1月でしたが、雑誌「月刊日本」の2年前の記事によると、令和4年9月の段階で、千代田区官製談合に関し、捜査機関に内部告発

があったことが分かって、千代田区役所内に衝撃が走ったと書かれています。

千代田区は令和4年9月の段階からこのことを認識し、何らかのアクションを起こしていたのかを伺います。

次です。

私は元副区長・元区議・元部長・元管工事協力会会長など、6種類の供述を閲覧をしてきました。

そこには、元副区長ご自身が、元部長に「指示をしました」と述べていました。

そして、元区議も、「入札情報は、行政部長に聞いてくれないかと、副区長に言われた」と供述しているのです。

千代田区の報告書で、元部長だけが述べているというのは事実と異なっています。

第一回定例会から指摘をされていることに対し、区当局自らが確定記録の閲覧をしなければ答弁もできないと思うのですが、この間確認に行ったのでしょうか。

お答えください。

新潟県におきましては、官製談合事件で、議員から確定記録閲覧に基づく指摘があったことについて、新潟県総務部が閲覧に行った上で、第三者委員会で共有し、真相を確かめているところだそうです。

踏まえて、御答弁をください。

次に、元副区長が元部長に委ねられる以前より、情報漏洩が「常態化」していたことについて伺います。

元区議は、「私はこれまで協力会のため、複数の幹部や職員にお願いをして、情報を聞き出してきました。」と供述しています。

管工事協力会会長は、「私はいつも区議に入札メンバーを教えてほしいと相談し、区議は私からの依頼にその日のうちに回答してくれていた。」「概ね入札公告が出される半年前には工事をとる本命を決め、2番手をどこにするのか、お付き合いのメンバーセットに至るまで事前に調整をしていた。」と供述をしています。

そこで、伺います。

管工事の会長、副会長には、ヒアリングをしたでしょうか。

そして、ヒアリングした上で契約の在り方を見直したでしょうか。

見直したのであれば、どのように見直したかをお答えください。

次に、供述調書に語られる中で「二代表制」についての無理解こそが事件をエスカレートさせるきっかけになったことについて認識を伺います。

元副区長は、以下のように述べています。

「平成27年、28年というのは予算案に対しても、・・・減額修正されたり、附帯決議がされたり、という状況でした。

・・・かかる状況下の幹部職員の負担は、相当大きいものでした。」

「そして私は平成29年、私のほうから元区議にお願いして、円滑な議会運営をお願いした

い。

予算決算や日々の事務事業の意見交換をさせてほしいとお願いし、意見交換をするようになりました。」とあります。

私は、負担が大きかったという平成27、28、29年議会の決議を見返してみました。これらはごく一部ですが、平成28年は、予防接種や学校給食の牛乳無償化を、平成29年であれば、ベビーシッターの交通費助成や保育士の奨学金、軽井沢箱根の利用促進など決議をしていました。

個別には、錦町の障害者施設、当時、認めない行政に対し、二元代表の議会として決議をし、積極的に意思表示をしていました。

障害者の施策を前に進めよう、子育て世代の負担軽減を進めよう、エッセンシャルワーカーの処遇改善をしようと積極的に行っていました。

委員会などで議論し、公式の場で示しています。

議会が追認機関でないのであれば、ごく当然のことでした。

区長は附帯決議や減額修正を議会が行うことが問題だと思いますか。

お答えください。

二元代表とは何なのか、御意見をお聞かせください。

区議会と行政が緊張感を持ち、独立した判断をすることが二元代表制です。

見えないところで議会と区の上層部が結論を決めて、追認機関とさせるようなやり方は、多様な民意を反映できず、後であつれきや不要な分断が起こります。

元副区長の供述で、元区議との意見交換の場に同席したとされる坂田副区長に伺っておきます。

1、供述によれば、意見交換の内容は、「地権者の中でも賛否の分かれるまちづくり事業の進め方について、議会の意見を元区議から伺ったりするといったものでした。」とあります。一体どのような案件のお話をしていたのでしょうか。

事実の有無も含めてお答えください。

2、元区議が委員長に就任している際は、「すでに答えているので、次の質問をしてください」など、委員会運営をしてくれて、答弁者の負担を軽減したとあります。

つまり、議員の「発言封じ」の見返りとして、談合情報を提供していたということです。

議事機関としての適正な議事に介入していたということになりませんか。

御認識を伺います。

3、行政がやろうとすることに異論をはさませない、質疑をさせない、熟議をさせない、多数派工作で議決をさせる。

時代錯誤のボス政治です。

そのようなやり方でうまくいくはずがありません。

実際、必要以上に経費がかかり、工期が長引く現実が目の前にあります。

東郷元帥記念公園しかり、四番町公共施設しかり、まさにそうした状態です。

二番町・外神田・神田警察通りも、地域を二分し、必要以上に困難な状態に立ち至らせました。

千代田区の上層部の方々は、そうした反省に立ち、信頼をもって前に進められるよう、謙虚さを持ってまちづくり体制を作り直す時ではないでしょうか。

御見解を伺います。

4、加えて、坂田副区長が、元区議との会合に参加していたことが事実ならば、知り得ることを再発防止の会議で積極的に述べるべきではなかったでしょうか、お答えください。

大きな二点目です。

公益通報者保護に関する区長の認識を伺います。

区が作成した報告書では、元副区長・元区議・元部長の3者の供述と180度異なる結論を出していました。

改めて、利害関係のない第三者委員会を設置し、新潟県のごとく、第三者委員会が刑事確定記録を確認するなどして報告書を書き直す作業に着手することが必要です。

御見解を伺います。

次に、退職金返還命令について伺います。

私は元部長にお願いして書面をお預かりしてきました。

新聞報道にあったとおり、当該非違当時、上司の指示・命令や区議からの依頼があつて、断りづらい状況にあったこと。」と書かれています。

当該非違に至った経緯を記したもので、どこから見ても、主語は、発令者である樋口区長です。

ところが、千代田区のホームページには、「事実と異なる報道内容」と反駁しているのです。何がどのように違うのでしょうか。

明確に御説明ください。

改めて、千代田区は今回、職員が有罪判決を受けた事件はどのように発覚したと捉えているのか、人事委員会への諮問にあたり、答申作成の経過において情報共有をしたのでしょうか。これら事実を公にしたことによる千代田区行政への貢献をどのように捉えているのか、お答えください。

東京新聞の報道によれば、片山善博元総務大臣は「上司の指示で漏洩したのなら、元部長の処分の前提が異なり、区は元部長に重大な人権侵害を続けていることになる。

本来は区長が率先して真相解明すべきだ」と指摘しています。

また、公益通報に詳しい奥山俊宏上智大学教授は「公益通報者保護法の指針に関する消費者庁の解説では、法令違反に関与した人が自主的な通報で解決に協力した場合、懲戒処分などを減免する仕組みを制度化しておくことを推奨しています。

元部長は、捜査当局に事実上の内部告発をしており、事実を公にしたことへの貢献を処分を減ずる方向で勘案に入れるべきだろう。

また、命令書は、樋口高顕区長名で「上司の指示・命令」があつたと認めている。

区が「上司」の責任を追及していない場合、元部長とのペナルティーのバランスを失することになる。」と指摘をしています。

これらの重要な指摘に対し、樋口区長はどのように説明されるのか、お答えください。

次に、公益通報者保護法では、1号通報、2号通報、3号通報とあります。

元部長が行った警視庁への通報は2号通報にあたり、保護されるべきものです。

加えて、3号通報のマスコミ等の中には、議員もなりうるというのが消費者庁の見解です。今回のように組織のトップが関与した告発や、警察やマスコミ、さらには議員に対してでも通報できるということです。

法の趣旨の中心に内部告発者保護という考え方、見せしめのようなことを決して許してはならないという考えが貫かれています。

まさに、兵庫県の斎藤元彦知事が、この間問題にされている論点そのものであり、今国会で法改正されたポイントでもあります。

6月3日、内部告発を行った元職員に対し発した退職手当返納命令について、公益通報者保護の観点、懲戒権濫用の疑義があるとの指摘をどのように受け止めるのか、お答えください。告発者への制裁の側面、ひいては公益通報を抑止する効果を生むとの批判に対し、何か説明する言葉をお持ちでしょうか。

お答えください。

大きな項目の3点目です。

神田警察通りについて、伺います。

この写真は、千代田学によるドキュメンタリー「変わりゆく神田のまち」専修大学の土屋ゼミの生徒さんが製作して下さった短編映画の1コマです。

当事者の許可を得て掲載させていただきます。

千代田区は、このような住民が長い間町会のために十分貢献してきたような方々が切ない思いで求めていた対話に耳を傾けることなく、6月8日朝6時過ぎ、住民が立ち去ったその後を狙って看板表示を書き換え、最後の1本を伐採しました。

900日以上木守りを続けた住民は最後の1本の移植でもいいと申し出ていたのに、これを見捨て伐採した千代田区のやり方はさらに禍根を残すものとなりました。

今後このようなことがないように、区民と正面から向き合う区政とはどうあるべきか、これからも向き合っていただくことはできないのか。

千代田区の姿勢について御認識を伺います。

以上、私から3点、誠実な答弁を求め、質問を終わります。

議長／環境まちづくり部長。

環境まちづくり部長／小枝議員の神田警察通りに関する御質問にお答えします。

神田警察通りの計画は、沿道関係者で構成される協議会で長期にわたる議論を経て策定さ

れており、本工事は、多くの区民の賛同をいただいております。

一方で、一部の御理解いただけない方々がいたため、区は説明会を何度も実施しております。街路樹の撤去に反対する一部の方々には御理解をいただくことができませんでしたので、工事を一時見合わせ、協議会で反対する方を含めた意見交換の場を設けましたが、意見は平行線のままでした。

さらに、行政を抜きに地域住民同士での話し合いも行われましたが、一致点を見いだすことはできませんでした。

区といたしましては、区民と正面から向き合ってきております。

また、本計画は区議会からも当初予算や契約議案などの御議決を重ねていただき、裁判所でも、住民意見の反映などの点で不十分ではないなどの判断が示されております。

こうした中で、本事業は3年も遅れていること、工事遅延等によりこれまで約1億円の経費が増加していること、区内の多くの方々が待ち望んでいることなどから、区としては一刻も早く進めていく必要があります、今後とも計画どおりに事業を進めてまいります。

議長／政策経営部長。

政策経営部長／小枝議員の御質問のうち、官製談合防止法違反事件に関する御質問にお答えいたします。

樋口区長就任後の案件としては、区立番町小学校ボイラー改修工事の制限付き一般競争入札に関する情報漏洩行為が確認されておりますが、区長等の関与はなかったものと認識しております。

次に、元職員の行為について、判決では、被告人は「本件発覚と解明の糸口を与えた」とする一方で、「被告人が、自身の部下であった者も巻き込む形で秘密情報を得て、共犯者の区議に提供するなど、本件犯行において秘密情報の入手、提供の軸となる重要な役割を果たした点は厳しい非難に値する。」と指摘しており、同様の認識でございます。

なお、御指摘の雑誌の記事につきましては、承知しておりません。

次に、附帯決議や予算の減額修正は、議会の判断により行うべきものという認識です。

二元代表制につきましては、首長と議会の議員が共に住民の直接選挙によって選出され、両者が対等の関係に立って、自主性、独立性を保ちつつ、相互の抑制と調和によって、地方自治の適正な運営を行うものであると理解しています。

そのほかにも、議員が閲覧されたという確定記録に関し、様々に御質問をいただいておりますが、捜査機関も裁判所も、議員が閲覧された供述調書も含め、さらにその他にも非常に多くの証拠資料に基づき、前副区長については書類送致すらないという結論に至り、判決においても前副区長の謀議への関与は認めませんでした。

また、現副区長についても全く言及されております。

不正行為等再発防止検討報告書は、こうした捜査機関の決定や裁判所の判決に基づきま

められたものですので、議員が閲覧されたという供述調書の内容をも踏まえたものとなっているという認識です。

したがいまして、改めて、議員が主張するところの第三者委員会により御質問のような事実確認を行い、報告書の書き直しや組織体制の見直しをすることは考えておりません。

次に、公益通報者制度につきましては、不正行為等再発防止検討報告書にもありますように、その有効活用に向けた制度の充実、周知の徹底に努めてまいります。

また、今回の元職員に対する退職手当返納命令は、当該元職員に対する有罪判決が確定したことにより、職員の退職手当に関する条例の規定に基づき行ったものです。

なお、有罪判決が確定した場合には全額返納が原則であり、今回の一部返納命令は、ことさらに不利益な取扱いをするものではありません。

議長／行政管理担当部長。

行政管理担当部長／小枝議員の御質問のうち、官製談合防止法違反事件に関する御質問にお答えいたします。

まず、災害対策管工事協力会へのヒアリングと契約の在り方の見直しについてです。

災害対策管工事協力会へのヒアリングは、令和6年6月に実施しています。

なお、その時点で会長、副会長という役職は形骸化しており、公判の記録にあった事業者へのヒアリングを行いました。

また、契約の在り方の見直しですが、千代田区建設工事等競争入札参加資格者優先業種登録要綱の廃止や、総合評価方式における地域貢献項目の見直し、千代田区競争入札参加有資格者指名停止措置要領の改正などを行っています。

引き続き、契約の在り方の研究を進め、契約事務の見直しを適宜適切に行ってまいります。

次に、退職手当に関する御質問にお答えします。

初めに、ホームページについてです。

報道では、区上層部による漏洩の指示について、あたかも区が認めたかのような記事でありましたが、令和6年7月に公表した「千代田区入札不正行為等再発防止検討報告書」のとおり、元職員の上司が具体的に関与したと認めうる事実は確認できておらず、そのため事実と異なるとしております。

なお、当該報道機関に対しては、同主旨の内容を指定の期限までに回答しております。

また、返納命令についてですが、職員の退職手当に関する条例に基づき決定しています。

議長／小枝すみ子議員。

小枝議員／議長、4番、小枝すみ子。

2分しかありませんので。

退職手当返納命令書のところにまず絞って伺います。

答弁漏れです。

この千代田区長樋口高顕氏の主語で、当該非違に至った経緯、上司の指示命令や区議からの依頼があつて断りづらい状況にあつたことと書いているのですね。

これは、区長でないなら誰が認定したという文章なのですか。

主語は誰なのですか。

私、人事委員会にも問合せしていますから、ちゃんと答えてください。

それから、事実を、この犯罪、罪に問われたという事実から考えたという答弁はするだろうと思つていたのですけども、その事実を公表したことの貢献をどう捉えるかというのが、学識者から提起されていることであり、消費者庁が問題意識を持っているところなんです。

ここはちゃんとどう考えているのか答えていただきたい。

かつ、この返納命令書を出すに当たって、人事委員会に照会しているわけけれども、その人事委員会において、そのことを内部通報者であると、その内部通報したことによって官製談合事件が明らかになったと、内部通報者保護すべき立場にあることをちゃんと人事委員会のほうに入れているのかどうか、それを入れていないと、手続的に審査、判断するのに、手順手続としておかしいことになっちゃうんですよ。

そういうことがちゃんとなされているのかどうかということですね。

あと、最後に、職員が有罪判決を受けた事件だと言っているのだけれども、この有罪判決を受けた事件は、いったい何によって発覚したと認識しているのか、そこのところは答弁がなかったのではっきりと、区長答えないのだから、部長の口からでいいから答えてください。

分かりますか。

お願いいたします。

議長／政策経営部長。

政策経営部長／小枝議員の再質問にお答えいたします。

まず、主語は誰。

すみません、取りあえず答弁いたします。

まず、今回、犯罪があつたということが、例えば報道されたとか、みんなに知られたとか、そういうことではなくて、判決が確定した、このことによって今回の返納命令がなされたものでございます。

なぜ発覚したかにつきましては、これは先ほどの、私のほうからの、判決を引用して言わせていただきましたが、被告人が本件発覚の解明の糸口を与えた、被告人の全ての行為を見た上でそのようなこと、これは裁判所も認めておりますし、我々もそのような認識です。

ただ、それについて、裁判所も言うておりますように、被告人が自身の部下であつたものを巻き込む形で、秘密情報を得て共犯者の区議に提供するなど、本件犯行において、秘密情報

の入手、提供の軸となる重要な役割を果たした点は厳しい非難に値すると、判決がこのような言っておりますので、我々はそうしたことを踏まえて、今回、報告書に様々な対応策、その他まとめさせていただきまして、この事件に対する対応を行っている、ということでございます。

議長／行政管理担当部長。

行政管理担当部長／小枝議員の再質問にお答えいたします。

本件、行政処分に関するところでございますので、具体的内容につきましては答弁いたしかねますが、職員の退職手当に関する条例に基づきまして対応しているといったところでございます。

議長／議事の都合により休憩いたします。

＊ 休憩中 ＊

議長／休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

18番、岩田かずひと議員。

岩田議員／2025年、第2回定例会、一般質問をさせていただきます。

まずは供述調書というものがどういうものかよく分かっていない方もいらっしゃるかもしれませんので、どういうものなのかということを説明させていただきます。

供述調書とは、捜査機関である警察や検察が、被疑者や被害者、参考人等から聞いた供述内容を記録し、刑事裁判において証拠として用いるための文書であります。

刑事訴訟法198条3項で「被疑者の供述は、これを調書に録取することができる」と定められており、同項に基づいて、被疑者の取調べの際に作成されることが最も多いかと思われます。

被疑者や参考人等から話を聞いた取調官が、供述内容のうち、必要と判断した部分を文章にまとめ、調書の内容を作成し、その後、供述者が、できあがった調書の内容を確認して署名・押印することで完成し、正式な供述調書となるのであります。

供述調書は、検察が起訴・不起訴の判断をする場面や裁判所が有罪か無罪か、どのような刑罰を課すべきかを判断する場面等、刑事事件全般において非常に重要な証拠となります。特に刑事裁判においては、被疑者や参考人等がどのような供述をしたのかが大きなポイントとなるため、供述調書は厳密に取り扱われます。

このように供述調書が重要視される理由は、刑事事件において有罪を立証する証拠として

検察側が提出することが多いからです。

特に、犯行を自白している内容を含む被疑者供述調書は有力な証拠として扱われ、刑事裁判の判決に影響を与えることが少なくありませんし、当該事件では、まさしくそうであります。この当該事件というのは、千代田区の官製談合事件であります。

証拠請求された供述調書について、証拠とすることに弁護人や被告人が「同意」しているの
で、その供述調書は有効な証拠として扱われているのは当然のことであります。

そこで千代田区官製談合事件とその周辺問題について伺います。

私が2025年6月23日の本会議において、「第三者委員会は立ち上げないのか」「報告書は作り直さないのか」といった質問をしましたが、それに対する政策経営部長の答弁は「千代田区入札不正行為等再発防止検討報告書は、公正中立な立場の第三者委員会によって構成される有識者会議の意見を聞きながら、関係者のヒアリングや裁判等で明らかになった事実を基礎にまとめたものであり、改めて調査を行うことは考えておりません。」と答えています。

一見、第三者委員が大いに介入しているように見えますが、当該報告書は第三者委員によって構成される有識者会議の意見を聞きながらまとめたものにすぎず、公正中立な第三者委員会がまとめたものではありません。

いわば、犯罪を犯してしまった集団が自ら報告書をまとめた挙げ句「自らの潔白を証明しているのだからこれ以上の調査はいらない」と言っているのと同じことです。

また、「議員の御主張は、区が重大事実を隠蔽しているとの思い込みの下に、多数の証拠のうちの一部を恣意的に取り上げ、一方的な解釈を加えたものに過ぎないとの認識です。」というあまりにもふざけた答弁もありましたが、裁判所が判決を出すための資料となっている供述調書をそのまま引用している発言を「思い込み」「恣意的に取り上げ」「一方的な解釈」と断ずるということは司法権に対する冒涇であり天に唾するものであります。

全くもってけしからん話であります。

私が以前、定例会や予算特別委員会でも繰り返し発言してまいりましたが、当該事件の当事者である元副区長・元部長・元議員が揃って「元議員から入札に関する金額を聞かれたら教えるようにと、元副区長から元部長に指示があった」と自白している調書があることから、当該談合事件は千代田区の組織ぐるみの犯行であることは間違いないと思うのが普通であると思われます。

しかも最近ではありますが、私だけでなく小枝議員も検察に閲覧申請が認められ、供述調書を閲覧したことによって、私の今までの主張通りのことが書いてあったことが判明し、私の「思い込み」でもなければ「恣意的」でもなく、ましてや「一方的な解釈」ですらないことが明らかになったと思います。

しかし、区のこれまでの答弁から類推すると、区はいまだに当該事件は組織ぐるみの犯行ではなく、議員がパワハラなどを用い職員から入札に係る金額等を聞き出した犯罪行為であり、元議員と元部長が勝手にやったことだと考えているのかお答えください。

6月10日の東京新聞には【区、漏えい指示認める】との見出しで、またデジタル版でも【上司の指示「確認できない」一点張りだったのに…実は「あった」千代田区の官製談合、説明がしれっと変わっていた】と当該事件について報じておりますが、元副区長は入札情報を元議員に漏らす指示を、元部長にしていたのかどうか、今一度お答えください。

また、この記事について「東京新聞の誤報である」と言っている部長がいるという噂を聞きましたが、だとしたら「区上層部による漏えいへの指示を認めていた」という部分が誤報なのか、「組織的な関与」が誤報なのか、どの部分が誤報なのかも併せてお答えください。

そして誤報だとするならば東京新聞に対して抗議をしたり謝罪を求めたりはしないのか。もしも誤報であるという自信があるならば抗議をするべきであるが、区の考えもお聞かせください。

この質問に関連して、議会報告令和7年第1回定例会号を発行した千代田区議会自民党議員団に厳重に抗議いたします。

この議会報告の紙面では、岩田かずひと議員は閲覧した裁判記録の一部をもって元副区長から元部長に指示があったと執拗に主張していますが、捜査が終了し、司法判断がなされたにもかかわらず、議会の場で不起訴になった元副区長に罪があるかのように、議会の場で繰り返すのは、名誉を毀損する行為に当たる懸念がありますと書いてありますが、法律のことを知らない素人そのものの意見に過ぎません。

さらに、その紙面に名前の挙がっているはやお恭一議員と私、岩田かずひとの両名、もしくはどちらか一方を指し、議員としての自覚に欠けているとまで書いており、両名の名前を挙げ、その印刷物を不特定または多数の目に留まるよう公布したものであり、はやお、岩田の両名、もしくはどちらかの名誉を毀損したものです。

そもそも、自分が閲覧した裁判記録である供述調書というものは、判決を出すための基礎となるものであり、公式なものであります。

そこに元副区長から元部長に指示があったと記録されており、元副区長も、元部長も、元議員も元副区長から元部長への指示を認めていることから、それが事実であろうと裁判所は認めたわけであります。

また、元副区長が不起訴になったのは、当該事件において、元副区長が関連した事柄については、時効が成立していたからにすぎず、それをもって道義的責任がなくなったとは言えませんし、経時的な責任があるとまでは言っておりません。

にもかかわらず、もしも政務活動費という税金を使ってこのような事実と異なることを広報しているのであれば、これは区民に対する背信行為であります。

本日より2週間以内に公式に謝罪などが無い限り法的措置も辞さない覚悟であります。

次の質問にまいります。

福島原発の放射能汚染度を首相官邸の敷地内で再利用することについてに関する質問です。福島県内の除染活動で発生した汚染土を、千代田区内にある首相官邸や中央省庁の植え込み等、敷地内で再利用することを5月27日に政府が決めたということをNHK・東京新

聞・日本経済新聞・時事通信・産経新聞などの報道で知りました。

3月の参議院予算委員会で石破首相が質問に答え、「ぜひやりたい」と答弁し、また林官房長官が首相官邸での記者会見で正式に発表したとのこと。

環境省は、新宿御苑や所沢で汚染土を使う実証事業を計画しましたが、地元の強い反対を受けて計画はストップしています。

ちなみに、汚染土1キログラム当たり放射性セシウム8000ベクレル以下の汚染土は、埋設処分が必要な低レベル放射性廃棄物に当たりますが、政府は全国の公共事業で利用できる方針を決定してしまいました。

原子炉等規制法は、原発から出た放射性廃棄物の自由な再利用を認める「クリアランス制度」を定めていますが、この制度で再利用が認められるのは、セシウム134・137の場合、濃度が1キログラム当たりそれぞれ100ベクレル以下と定められています。

しかし汚染土は、セシウム134・137の合計が1キログラム当たり8000ベクレル以下なら再利用可能であるとのこと、全ての生物に与える影響は大きいのではないかと考えられます。

首相官邸のどの場所にどのくらいの量を再利用として汚染土を持ち込むのかまでは分かりませんが、工事に携わる作業員は被曝線量の厳格な管理のないまま働くことになるのではないのでしょうか。

国民が無用な被曝をする危険があります。

汚染土が発生したのは、福島原発事故で広い範囲に飛散した放射性物質による被曝を抑えるために除染が必要だったからです。

事故の責任は東京電力と監督責任があった経済産業省にあるのではないのでしょうか。

なぜ環境省が汚染土に関する政策を行っているのかいささか疑問であります。

もし、このまま千代田区、そして千代田区民が口を閉ざしてしまったら、首相官邸に汚染土が再利用の名目で使用されることになり、それを契機として千代田区の公共事業や公園、花壇・街路樹の根元にも使用されることになるのではないかと非常に心配でなりません。

雨風により、放射能を含んだ土は拡散され、人体への影響が危惧されます。

そこで質問いたします。

1、千代田区長並びに行政職員は、汚染土が首相官邸で「再利用」と言われて使用されることを承知していましたか。

知っていたとしたら、その時期はいつでしょうか。

また、国等のどの部署からどのような説明を受けていたのかお答えください。

2、放射性物質が含まれている汚染土が、「クリアランス制度」の基準の1キログラム当たり100ベクレルまで低減させるためには約190年かかると言われています。

公共事業で例えば汚染土が盛り土に使われた場合、通路の耐用年数は約70年と言われていることから、「クリアランス制度」の基準を満たしておりません。

区はどのような道路管理方針を長期的に計画しているのでしょうか。

お答えください。

3、千代田区は、人体に影響を及ぼす懸念のある首相官邸への汚染土利用について、環境省に説明責任を求め、また、区民に広報するとともに、区民の疑問に対して答える責務があるのではないのでしょうか。

早急に広く説明会を行い、区民の意見を丁寧に聞いて環境省に伝えるべきではないでしょうか。

区の考えを聞かせてください。

以上、区民の健康・安全で安心な環境を守る立場から、納得のいく丁寧な答弁を求めます。

以上で質問を終わります。

議長／ゼロカーボン推進技監。

ゼロカーボン推進技監／岩田議員の、福島県内除去土壌の官邸での再生利用に関する御質問にお答えいたします。

政府が本年5月27日に決定した、「福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等の推進に関する基本方針」におきまして、官邸での利用の検討をはじめとして政府が率先して先行事例の創出等に取り組むとの記載があることを、区として認識しております。

また、当該基本方針において、復興再生利用の実施に当たっては、国民や関係機関等の理解が重要であり、その必要性、安全性等に対する全国民的な理解の醸成に取り組むとされています。

区といたしましては、政府の検討の結果を注視してまいります。

議長／政策経営部長。

政策経営部長／岩田議員の官製談合防止法違反事件に関する御質問にお答えいたします。

今回の事案については、捜査機関も裁判所も、まさに議員御指摘の非常に重要な証拠、それも含む多数の証拠を勘案し、結果として前副区長については、書類送検すらせず、判決においても、前副区長の合議への関与は認められませんでした。

不正行為等再発防止検討報告書はこうした公的な判断に基づくものであり、むしろ議員の主張こそが、司法の判断を無視するものです。

一部報道機関の報道につきましては、ホームページ上において指摘したとおりです。

今後も事実と異なる報道に対しては適切に対処してまいります。

議長／岩田かずひと議員。

岩田かずひと議員／1番、岩田かずひと、自席より再質問させていただきます。

まず、汚染土、これは注視するだけなんですかね。

抗議したり、何かしないんですか、ただ、見ているだけなんですか。

そして、官製談合事件の話。

東京新聞で、公益通報に詳しい、上智大学の奥山教授の話によると、公益通報者保護法の指針に関する消費者庁の解説では、法令違反に関与した人が自主的な通報で解決に協力した場合、懲戒処分などを減免する仕組みを制度化しておくことを推奨している。

元部長は、捜査当局に事実上の内部告発をしており、事実を公にしたことへの貢献を、処分を減ずることによる勘案に入れるべきだろう。

また、命令書は樋口高顕区長名で上司の指示、命令があったと認めている。

区が上司の責任を追及していない場合、元部長とのペナルティーのバランスを失することになると書いてあります。

また、月刊FACTAに書いてあります。

千代田区、千代田、区役所ぐるみ汚職、前・現副区長こそ、悪の元凶と書いてあります。

これも、もしも誤報だとするんだったら、抗議をするなり、何かしたほうがいいんじゃないですか。

もしも、そういう自信があるならと思います。

それで、これ、退職手当返納命令というのが出ましたけれども、これ、元副区長がやっぱり、この当時は、この事件に関しては一番上、立場が上の人間なんですから、その退職手当を返納すべきは元部長ではなく、元副区長なんじゃないですかね。

これ、元部長というのは、本件を白日の下にさらすをきっかけをつくってくれた最大の功労者ですよ。

区長、これは決断するべきときじゃないですか。

うみを出すべきなのか、このままごまかし続けるのか、区長、決断のときですよ。

確かに、選挙も終わってすぐですから、しばらくは大丈夫だろうと思っているかもしれませんが、区民の皆さんは見ていますよ。

ここは決断のときだと思います。

そして報告書を新たにちゃんと作るのか、第三者委員会を立ち上げるのか、そういうのも含めて再度お答えください。

議長／ゼロカーボン推進技監。

ゼロカーボン推進技監／岩田議員の官邸での除染土の利用についての再質問についてお答えいたします。

先ほど御答弁申し上げましたとおり、官邸での利用につきましては、その具体的な内容について現在、政府において検討しているところであると承知しているため、その検討結果を注

視してまいりたいというふうに思っております。

議長／政策経営部長。

政策経営部長／岩田議員の再質問にお答えいたします。

まず、退職金の返納命令についてですが、これにつきましては、先ほど来御答弁申し上げておりますように、これは懲戒処分でも制裁行為でも全くなく、法令の規定上、有罪の確定判決を受けた場合には、失職すると。

現任の公務員であれば失職するということでございます。

今回の場合、元部長は、現役の場合は、当然退職金等の支給はございません。

今回の元部長につきましては既に退職しておりますので、失職とかそういうことはないわけなんですけれども、現役の場合に、発覚した場合には、退職金は払われず、退職してからであれば、そのまま受け取れるのは不公平でございますので、条例の規定上、退職の場合には返還請求をするということになっておりますので、この規定に基づき、返還請求を行っているものでございます。

したがって、これは特段の不利益行為とか、そういうふうには考えてございません。

それから、公益通報者の保護についてですけれども、これは無論、公益通報者の保護については最大限配慮すべきだと思います。

今回の部長の行為が、公益通報者保護法、あるいは、公益通報者条例の上でどのように扱われるべきかについては議論のあるところではあると思いますが、我々としましては、先ほど、小枝議員の再答弁でも申し上げましたように、裁判所が今回のその通報も含めた、元部長の行為に対して一定の見解を示しておりますので、その見解にしたがって、今回様々な対応を行っている、ということでございます。

議長／以上で一般質問を終わります。

これより日程に入ります。

日程第1から第10を一括して議題にします。

執行機関から提案理由の説明をお願いします。

副区長。

副区長／議案第29号「令和7年度千代田区一般会計補正予算第1号」につきまして、御説明申し上げます。

補正前の額、753億5305万2000円に、7600万円の予算額を追加させていただきます。

内容は、「個人宅向け防犯機器等購入緊急補助」及び「過誤納還付金」の各事業に要する経費の追加でございます。

この結果、補正後の一般会計予算額は、754億2905万2000円となっております。
次に、議案第30号「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」
でございます。

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の一部改正に伴い、職員の仕事と育児との両立を支援するため、任命権者の義務を定めるほか、規定を整備するものでございます。

改正に伴う経過措置につきましては公布の日から、その他の改正につきましては、本年10月1日から施行いたします。

次に、議案第31号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」でございます。

「地方公務員の育児休業等に関する法律」の一部改正に伴い、職員の部分休業の新たな取得形態を定めるとともに、部分休業の承認の取扱いを改めるほか、規定を整備するものでございます。

本年10月1日から施行いたします。

次に、議案第32号「千代田区特別区税条例の一部を改正する条例」でございます。

「地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」の公布及び「道路交通法」の一部改正に伴い、条例改正をするものでございます。

まず、特別区民税につきまして、特定親族特別控除の創設に伴い、所得控除に関する規定を改めるものでございます。

次に、軽自動車税につきまして、運転免許証の情報が記録された個人番号カードの利用開始に伴い、種別割の減免に関する規定を改めるものでございます。

次に、特別区たばこ税につきまして、加熱式たばこに係る課税標準の特例を定めるものでございます。

特別区民税に係る改正につきましては令和8年1月1日から、特別区たばこ税に係る改正につきましては令和8年4月1日から、その他の改正につきましては公布の日から施行いたします。

次に、議案第36号「西神田コスモス館外壁・屋上防水等改修工事請負契約について」でございます。

西神田コスモス館外壁・屋上防水等改修工事施行のため請負契約を締結するもので、制限を付した一般競争入札により、契約金額は、4億964万円、契約の相手方は、「大成ユーレック株式会社」となっております。

令和7年度、一般会計、子ども費及び環境まちづくり費、令和8年度債務負担行為として、予算の御議決をいただいているものでございます。

次に、区立内幸町ホール改修工事関係の3議案につきまして、一括して御説明申し上げます。
いずれも、制限を付した一般競争入札により、議案第37号「区立内幸町ホール改修舞台照明設備工事請負契約について」は、契約金額、2億2079万1890円、契約の相手方は、「株式会社松村電機製作所東京支店」でございます。

議案第３８号「区立内幸町ホール改修舞台音響設備工事請負契約について」は、契約金額、１億６４９１万２０００円、契約の相手方は、「ヤマハサウンドシステム株式会社」、議案第４１号「区立内幸町ホール改修工事請負契約について」は、契約金額、３億７９５０万円、契約の相手方は、「株式会社東工務店」となっております。

いずれも、令和７年度、一般会計、地域振興費及び令和８年度債務負担行為として予算の御議決をいただいているものでございます。

次に、議案第３９号「災害対策用備蓄物資（食料）の購入について」でございます。

災害対策用備蓄物資としてアルファ化米等の食料を購入するもので、公募制指名競争入札により、購入金額は、８２３７万８６８４円、購入先は、「株式会社渡辺武商店」となっております。

令和７年度、一般会計、総務費として予算の御議決をいただいているものでございます。

次に、議案第４０号「議場会議システム及びＡＶ機器の購入について」でございます。

機器の更新のため、操作卓等の議場会議システム及びＡＶ機器を購入するもので、公募制指名競争入札により、購入金額は、５０６０万円、購入先は、「株式会社東和エンジニアリング」となっております。

令和７年度、一般会計、議会費として予算の御議決をいただいているものでございます。

以上、１０議案につきまして御説明申し上げます。

御審議の上、何とぞ原案どおり御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長／ただいま説明のありました議案のうち、議案第３０号及び第３１号の２議案については、地方公務員法第５条第２項の規定により、あらかじめ特別区人事委員会の意見を聴取しておきました。

その回答の写しをお手元に配付しております。

お諮りします。

説明のありました１０議案は、いずれも企画総務委員会に審査を付託したいと思います、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長／異議なしと認め、決定します。

日程第１１及び第１２を一括して議題にします。

執行機関から提案理由の説明をお願いします。

副区長。

副区長／議案第３３号「千代田区保育の実施に関する条例等の一部を改正する条例」につきまして御説明申し上げます。

「千代田区保育の実施に関する条例」、「千代田区立こども園条例」及び「千代田区立幼稚園使用条例」につきまして、東京都の補助制度の拡充に伴い、第一子に係る通常の保育料を無償化するよう改めるほか、規定を整備するものでございます。

本年9月1日から施行いたします。

次に、議案第35号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」でございます。

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の一部改正に伴い、職員の仕事と育児との両立を支援するため、教育委員会の義務を定めるほか、規定を整備するものでございます。

改正に伴う経過措置につきましては公布の日から、その他の改正につきましては、本年10月1日から施行いたします。

以上、2議案につきまして御説明申し上げます。

御審議の上、何とぞ原案どおり御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長／ただいま説明のありました議案のうち、議案第35号については、地方公務員法第5条第2項の規定により、あらかじめ特別区人事委員会の意見を聴取しておきました。

その回答の写しをお手元に配付しております。

お諮りします。

説明のありました2議案は、いずれも文教福祉委員会に審査を付託したいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長／異議なしと認め、決定します。

日程第13を議題にします。

執行機関から提案理由の説明をお願いします。

副区長。

副区長／議案第34号「千代田区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例」につきまして御説明申し上げます。

神田佐久間町地区地区計画の変更に伴い、この条例に定める同地区地区整備計画における計画地区の区分を追加し、建築物の制限について定めるほか、規定を整備するものでございます。

公布の日から施行いたします。

以上、御説明申し上げます。

御審議の上、何とぞ原案どおり御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長／お諮りします。

ただいま説明のありました議案は、環境まちづくり委員会に審査を付託したいと思います
が、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長／異議なしと認め、決定します。

日程第14を議題にします。

執行機関から報告をお願いします。

副区長。

副区長／報告第7号「令和6年度千代田区一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の繰
越しについて」でございます。

本年第1回区議会定例会におきまして御議決いただきました、令和6年度一般会計予算の
繰越明許費、16億3697万9000円のうち、15億1621万1000円を繰り越し
しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、御報告するものでござい
ます。

明許費と繰越額との差額につきましては、「千代田区低所得世帯に対する価格高騰特別支援
給付金」に係る予算について、年度内に一部執行することができたことなどによりまして、
繰越額が減少したものでございます。

以上、御報告いたしました。

よろしくお願い申し上げます。

議長／以上で、本日の日程を全て終了しました。

次回の継続会は、7月4日午後1時から開会いたします。

ただいま出席の方には、文書による通知はしませんので、御了承願います。

散会します。